

まして研究を進める、大体厚生省ではその四つの筋で研究を進めてきております。従来そういうことでござい

○伊藤道雄 厚生省としては、ガンの研究に今までの程度の予算化をしてきたか、まあややこしくなりますから、三十四年度、三十五年度にはそれぞれどの程度の予算化を持ってやってきたか、三十六年度ではどの程度の予算を出してあるか、その点お答えいただきたい。

○政府委員(尾村偉久君) ちょうど今私手元に数字の資料を持ち合わせてあるので、まことに恐縮でございますが、正確ではございませんが、ごく概略になりますので恐縮でございますが、三十四年度は、今申し上げましたような国立病院の三十四年度でござい

す。それから見ますと十カ所で百人分、それに人件費をかけたくらい人件費にはかかる、こういう計算になる。

それから研究費の方は、三十四年度は、これは公衆衛生局でとりましてガンの研究費としての部分は約百万円、直接分けましたのは、それから今の国立病院側の臨床の共同研究班が使って

の所管でございまして、それからこちらからお答えしていただきます。こういうような形でございまして、経費は主としてさような経費であつたのであります。三十五年度は、それにまた診療センターが二カ所ずつ年々ふえておりますから、その部分がふえておる。それから研究予算は大体同額、それから付属機関である予防衛生研究所、これは専門の部門がございまして、これは大体ガンの関連しておりますが、十五人くらいでございまして、この従事員が、この経費が中心で、あとは予防衛生研究所の各種の検定経費、あるいは研究経費、これは一本で年間とっておりまして、その中のガンに関連ある部分をこれは使う、これは分離しております。それぞれ庁費とか、そういう形でそれぞれの室、部でこれは共通に使っておるわけでござい

中心でございまして。それから三十四年、三十五年という経常的なものではございせんが、三十四年にはガンの実態調査を国費で全国にわたってやりまして、これは約二百万円をかけてやっております。さらにこれの追及調査を三十五年度で、これよりはすつと少なりございすけれども、やりまして、現在すでに統計を集計中でござ

○伊藤道雄 御説明ですが、どうも各年度の研究費全体としての額が出ないので比較できませんが、説明を聞いて受ける感じは、むしろかしの代名詞になっておる、事ほどさような難病のガンの研究に對処する予算としてはあまりに少ない額であつて、こんな程度の予算でガンを征服しようなどとはとうてい期待できないと思つて

そこで、大臣にお伺いしますが、どうも全体の額があいまいなもので、いざこれには後刻資料として出していただきたいと思つて。それにしても、今の説明だけ聞いておると、なかなかこれだけの大きな研究にその程度の研究費では焼け石に水で、世界的に問題の中心になっておるガン征服には、どうも期待が持てないと思つて。この点大臣としては、まあこの程度で十分だと考へるのですか。大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

に、国直接のものほかに、だんだん研究施設も整つてきますし、で、まあこれで十分だといふような程度といふものを簡単に言いくいのでありますけれども、それこれ総合してやりますれば、きよの段階の研究はともかくやつていけるのではないかと思つてあります。しかし、これも不十分な点がなきにしもあらずでありますから、今度がんセンターを国立のものを作りまして、それで十分であると

言つてしまえるものでもありませんし、そういう方面は実情に應じてまた考へていかなければならないと思つて。また、治療の方面にしまして、何しろ早いところ発見して、まあ早期発見が大事でありますから、死亡率を落としますには、そういう方面も努力していけば、十分とは、問題が問題ですから、言うわけにいきませんけれども、だんだん考へていきますれば、とにかくやつていけるのではないかと。しかし、よくこれは実績を考へつつ、充実に上をはかつていきたいものだと思つております。

○伊藤道雄 まあ地方の施設もだんだん整備されてくるというのには、おそろく對がん協会のことをさして思つておるのですが、その項はまた別途お伺いするとして、さらにお伺いします。が、今国際的に見て、ガンの研究の一歩進んだ国は一体どこか。で、その国のガンによる死亡率はどのくらいか、そして日本の死亡率はどのくらいか、こういうことを伺いたいと思つて

ざいすけれども、たとえばアメリカは、これは費用も非常に多額にかけまして、それから治療研究にいたしましても、機械が非常に進んでおります。日本で及びもつかぬような非常に大きな治療機械の研究、いわゆるアイソトープを使いまして大物を非常に進めておる。それから化学療法剤にいたしましても、これも非常に進めておるわけですから、それから実際のガンの発生

の研究の方面では、これは日本も吉田腫瘍細胞が世界的に使われておるような工合であります、その点で日本も進んでおる一國でございまして。同様な意味では、西ドイツ、それからアメリカ、フランス、これらもやはり各国でその研究成果を応用しておるような発見とか、研究成果を上げておるという

それからガンの死亡率であります。これは日本が今人口十萬対年間九十程度でございまして。それからアメリカが年間十萬対百三十程度で、日本よりも高い。大体欧州各国も日本よりも高い、こういうような状況でございまして、日本はまだ幾分そういうような諸國よりも低い、こういうことでござい

りまして、W H O のようなところでも、最近ではガンの研究というものに特別な勘定を持ちまして、その勘定によりまして分配した費用によってやっています、こういうことが最近傾向になっておるような状況でございます。

たしまして使う化学療法剤等抗ガン剤がございまして、これは必ずしも日本の創製でございせんが、その後の治療研究では、化学療法剤の使い方の研究については、これは大体今一流というところになっております。ただ、最近のガンの治療研究の中で、やはり患者の多数から見ますと、一番関連のある外科手術、それから放射線治療というような面では、これは必ずしもそれをやるには相当進歩した機械が多数ないといけません。これは必ずしもその点では必ずしも日本は一流ではないといふような状況でございます。

○政府委員(尾村偉久君) これは今申し上げましたように、ガンの治療薬等の研究の一番基礎になりますガン細胞を培養してふやせるかどうかというの

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

○伊藤道雄君 予防医学の立場からすれば、ガンに対する健康診断がきわめて重要な役割を演ずると思ふ。しかし、反面ほとんどその面の健康診断はなされてない、これが現状だと思ふ

でも、最近では重要な費目にしておりまして、これは結局は保健所が中心になりまして、成人病対策という中でこのガンを取り上げてやっておりますが、現在のところガンを中心にいたしまして、主としてパンフレットなり、あるいは保健所単位の講習会なり、こういうような方法で各種の主要症状を自覚した場合に、疑いがあるから早く診断を受ける、いわゆる早期診断、早期発見を中心としたPRをやります。これに對しましては、もちろん県に對しまして成人病のPR費としての補助は、これは三分の一の補助でございますが、保健所費の中に含めて出しておる、こういう形になっております。

○伊藤道雄君 先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、厚生省の予算としては、研究費は十分とは言えないけれども、地方の施設も着々整備されておるので、それはおそろく対がん協会とか、今地方の自主団体としての対がん協会、こういうことをさしていると思ふのですが、ごく一部の県では、そういう施設の充実した面もありまして、うけれども、日本全体とすると、まだまだ施設も充実なんではないか。たまたま私は群馬ですが、群馬でも最近識者の間でこの問題が問題になってきて、県からスズメの涙ほどの、百万円ほどの補助があり、とうていそういうことでは満足できないので、われわれも協力して、一般県民から寄付金を募つて、あるいは会員組織にしたりして、ようやく充足しようかというところまでござつてきたわけですね。なかなか大臣の言われるように、地方の施設も完備したところではない、これから問題だと思ふ。いづれにしても、地方の零細な、また苦しい県財政の中からでは、なかなか思うようには進まないと思ふのです。そういう程度では、一般県民からの寄付も限度があるわけですね。そこで、事の性質上、当然これはある程度ここで推進をする意味で、国庫の負担も当然に必要ではなからうかと思ふ。この点に對して、それは地方の対がん協会は地方で自主的にやっています、いいのだというところでは、傍観する態度なのか、やはりこれを中央、地方相対して初めてガンの研究も推進せられるという立場に立つて厚生省としてもこれを育成しようとするのか、育成するためには、当然第一には予算を伴うわけですね。こういう考え方に對して大臣としてはどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいと思

○伊藤道雄君 先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、厚生省の予算としては、研究費は十分とは言えないけれども、地方の施設も着々整備されておるので、それはおそろく対がん協会とか、今地方の自主団体としての対がん協会、こういうことをさしていると思ふのですが、ごく一部の県では、そういう施設の充実した面もありまして、うけれども、日本全体とすると、まだまだ施設も充実なんではないか。たまたま私は群馬ですが、群馬でも最近識者の間でこの問題が問題になってきて、県からスズメの涙ほどの、百万円ほどの補助があり、とうていそういうことでは満足できないので、われわれも協力して、一般県民から寄付金を募つて、あるいは会員組織にしたりして、ようやく充足しようかというところまでござつてきたわけですね。なかなか大臣の言われるように、地方の施設も完備したところではない、これから問題だと思ふ。いづれにしても、地方の零細な、また苦しい県財政の中からでは、なかなか思うようには進まないと思ふのです。そういう程度では、一般県民からの寄付も限度があるわけですね。そこで、事の性質上、当然これはある程度ここで推進をする意味で、国庫の負担も当然に必要ではなからうかと思ふ。この点に對して、それは地方の対がん協会は地方で自主的にやっています、いいのだというところでは、傍観する態度なのか、やはりこれを中央、地方相対して初めてガンの研究も推進せられるという立場に立つて厚生省としてもこれを育成しようとするのか、育成のためには、当然第一には予算を伴うわけですね。こういう考え方に對して大臣としてはどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいと思

○伊藤道雄君 先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、厚生省の予算としては、研究費は十分とは言えないけれども、地方の施設も着々整備されておるので、それはおそろく対がん協会とか、今地方の自主団体としての対がん協会、こういうことをさしていると思ふのですが、ごく一部の県では、そういう施設の充実した面もありまして、うけれども、日本全体とすると、まだまだ施設も充実なんではないか。たまたま私は群馬ですが、群馬でも最近識者の間でこの問題が問題になってきて、県からスズメの涙ほどの、百万円ほどの補助があり、とうていそういうことでは満足できないので、われわれも協力して、一般県民から寄付金を募つて、あるいは会員組織にしたりして、ようやく充足しようかというところまでござつてきたわけですね。なかなか大臣の言われるように、地方の施設も完備したところではない、これから問題だと思ふ。いづれにしても、地方の零細な、また苦しい県財政の中からでは、なかなか思うようには進まないと思ふのです。そういう程度では、一般県民からの寄付も限度があるわけですね。そこで、事の性質上、当然これはある程度ここで推進をする意味で、国庫の負担も当然に必要ではなからうかと思ふ。この点に對して、それは地方の対がん協会は地方で自主的にやっています、いいのだというところでは、傍観する態度なのか、やはりこれを中央、地方相対して初めてガンの研究も推進せられるという立場に立つて厚生省としてもこれを育成しようとするのか、育成のためには、当然第一には予算を伴うわけですね。こういう考え方に對して大臣としてはどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいと思

○伊藤道雄君 先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、厚生省の予算としては、研究費は十分とは言えないけれども、地方の施設も着々整備されておるので、それはおそろく対がん協会とか、今地方の自主団体としての対がん協会、こういうことをさしていると思ふのですが、ごく一部の県では、そういう施設の充実した面もありまして、うけれども、日本全体とすると、まだまだ施設も充実なんではないか。たまたま私は群馬ですが、群馬でも最近識者の間でこの問題が問題になってきて、県からスズメの涙ほどの、百万円ほどの補助があり、とうていそういうことでは満足できないので、われわれも協力して、一般県民から寄付金を募つて、あるいは会員組織にしたりして、ようやく充足しようかというところまでござつてきたわけですね。なかなか大臣の言われるように、地方の施設も完備したところではない、これから問題だと思ふ。いづれにしても、地方の零細な、また苦しい県財政の中からでは、なかなか思うようには進まないと思ふのです。そういう程度では、一般県民からの寄付も限度があるわけですね。そこで、事の性質上、当然これはある程度ここで推進をする意味で、国庫の負担も当然に必要ではなからうかと思ふ。この点に對して、それは地方の対がん協会は地方で自主的にやっています、いいのだというところでは、傍観する態度なのか、やはりこれを中央、地方相対して初めてガンの研究も推進せられるという立場に立つて厚生省としてもこれを育成しようとするのか、育成のためには、当然第一には予算を伴うわけですね。こういう考え方に對して大臣としてはどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいと思

○伊藤道雄君 先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、厚生省の予算としては、研究費は十分とは言えないけれども、地方の施設も着々整備されておるので、それはおそろく対がん協会とか、今地方の自主団体としての対がん協会、こういうことをさしていると思ふのですが、ごく一部の県では、そういう施設の充実した面もありまして、うけれども、日本全体とすると、まだまだ施設も充実なんではないか。たまたま私は群馬ですが、群馬でも最近識者の間でこの問題が問題になってきて、県からスズメの涙ほどの、百万円ほどの補助があり、とうていそういうことでは満足できないので、われわれも協力して、一般県民から寄付金を募つて、あるいは会員組織にしたりして、ようやく充足しようかというところまでござつてきたわけですね。なかなか大臣の言われるように、地方の施設も完備したところではない、これから問題だと思ふ。いづれにしても、地方の零細な、また苦しい県財政の中からでは、なかなか思うようには進まないと思ふのです。そういう程度では、一般県民からの寄付も限度があるわけですね。そこで、事の性質上、当然これはある程度ここで推進をする意味で、国庫の負担も当然に必要ではなからうかと思ふ。この点に對して、それは地方の対がん協会は地方で自主的にやっています、いいのだというところでは、傍観する態度なのか、やはりこれを中央、地方相対して初めてガンの研究も推進せられるという立場に立つて厚生省としてもこれを育成しようとするのか、育成のためには、当然第一には予算を伴うわけですね。こういう考え方に對して大臣としてはどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいと思

います。

○國務大臣(古井嘉實君)　むろん地方の方の施設がどうなろうが、それはそれで見ておるといふ、無関心でおるといふ気持はありませんので、とにかくそれは全国的に各地に施設が整っていきますことが大事なのでありますが、また、そうしなければ総合的な成果も得られないというものでありますから、大きに地方の活動に対しても関心を持ちますのみならず、厚生省の側としても、一貫して地方の方の施設の充実向上に努めなければならぬことは当然だと思ふのであります。それに対して予算でもどうするかということですが、これについては、どうしてもしよういふうな処置を講じてやっ

○伊藤顕道君 お答えによると、各都
県の中心的病院には、ある程度の補
助云々という事でございますが、
先ほども申し上げたように、ガンを制

圧するこの新しい運動は、結局まだその軌道に乗っていないわけですね、これから今発足しようとする県が多いのですね、そういう大事なときに厚生省で相当力を入れないと、なかなかもつてこの新しい運動を推進するわけにいかぬと思います。先立つものは何といたっても予算だと思いますが、やはり県民の寄付金とか、会員組織にして会員組織も違う形の寄付だと思つたので、結局県民の寄付だけに依存したのではどうにもならない。やはり中心的な厚生省としても具体的に手を打つ必要がある。そこで、今お聞きした中で、たとえば中心的な病院にはある程度の補助をした、それは具体的にはどの程度をさしておるんですか。

○政府委員(川上六馬君) 今詳しい資料を持ってきておりませんけれども、従来公的医療機関の補助費の中で、一部分をガンの治療施設にコバルト60などを備えて、治療する施設に対する補助金は一カ所百数十十程度のものであると思いますけれども、そういうものでも、何カ所かずと続けて出しております、現在まだ県の中心的病院の全部にはなっておりませんけれども、半数くらいかと存じます。これはまあ補助金を出さなくても、県自体で、県でもってやっておるところもございますので、そういうところはその県で御負担を願うことにしまして、ないところに補助金を、今申しましたような中心的公的病院系統に出して普及しておるわけでございまして、これとも、お話のように、確かにわずかなものでございまして、今後こういう方面にわれわれ力を一そう注いで参りたいと存じます。

○伊藤願道君　あまり額が少なく、大きな声では言えないと思うんですが、今度は一つ大きな声で、これこれ何十億、何百億見積もりましたというふうに言えるように、早急に臂を折っていただきたいと思うんですが、それなくしてはとうてい期待できない。

たら死を約束されておった結核についても、最近医術の進歩と新薬の発見、さらには早期発見、早期治療、こういう要素がそろって、死亡率は非常に少なくなる、非常に喜ぶべき傾向だと思われる。もう結核おそるに足らずというところまでなりつあると思うんです。しかし、先進国に比べると、まだまだいまだしの域を脱し得ないと思うんです。特にこのガンについて非常に問題なのは、最近特にガンの治療者が非常にふえつつあるという傾向、これは非常に重大な問題だと思う。で、先ほども申し上げたように、みてもらったときはもうだめだという次第、これはまあ早期発見、早期治療ということが徹底してないという一つの証左になると思うんですね。そういうことで、結核はやや征服しつつあるけれども、それにかわってガンがどんどん激増しておる、こういう傾向は厚生省としても相当真剣に取り組んでもらわないと憂うべき事態となろう、そういうことを極度にわれわれはおそれるわけです。そこで、提案のある国立がんセンターを設けられること、もちろん大へんけっこうだと思う。けっこうですが、このがんセンターを設ただけでは、なかなかもって期待しがたい。先ほどから繰り返しておるように、国民の啓蒙運動を強力に推し進めるとか、

早期発見の早期治療、さらには調査研究を強力に推し進めるということが並行して初めて成果を期待し得ると思ふ。この点に關して大臣としてはどのような点にお考えになられておりますか。

に、結核に対しては、新薬あるいは技術の進歩によつて、まあ山が見えたというか、結核の關係は、幸ひにそういう状況にきたわけでありますが、しかし、これも油断はなりません、大体まあ山は見えたような気がする。あとが結局脳卒中、ガン、それから心臓病、これがもう大物として残ったところじゃない、むしろ上り坂のような格好にありますので、この方面のいわゆる成人病の中心である脳卒中、ガン、

それから心臓病、この方面に今後大きな力を入れなければならぬという考えを強くしておるわけであります。その考え方のもとに今後の施策をやっていきたいというふうに考えております。

○伊藤顯道君 一応がんセンターについては以上にどめておいて、次に環境衛生局の新設についてお伺いいたしますが、この新設せらるるのを見ますと、現在環境衛生部の組織をそのまま移しておるんですね、何ら内容の発展はないわけです。環境衛生部の五課である環境衛生課、環境整備課、水道課、食品衛生課、乳肉衛生課を、そのままこの所屬の課を局に移しているというのとどまっております、ただ単に機械的に部を局に昇格させたいというにすぎないと思うのです。これでは何ら環境衛生行政の効率的な運営を期待することはできないと思うのですがね。ただ機械的にそのままを昇格させたいという格好です。こういうことは、池田内

閣の基本方針である行政組織の簡素化、こういう点からもとるわけであり、さらに部局の新設ということについては、池田内閣といえども、従来答弁にあたっては、極力そういうものを整備する、行政審議会の答申を見ても、極力部局の新設は排して、行政の簡素化、こういうことを強調し続けておるわけです。そういう意味からいっても、およそ意味ないことだし、第一機械的にただ昇格させたという感が深いわけです。いかなる根拠があつてこういう構想になつたのか、われわれとしては了解したいのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(古井喜實君) 部局をふやしたり課をふやしたりするだけが能で

はないのでありますので、やたらに機構をよけい設けたり、複雑する必要はないのであります。が、環境衛生関係は、予防的な施策として、今後大に發展すべきものでもありますし、また、事実やっております仕事の内容は、年々非常に大きなものになってくる。また、今年の予算や投融資の計画でだいぶみたわけではありますけれども、とても追いつかぬ、こういうような状況でもありまして、仕事の内容、実態というものは非常に重要でもあるし、将来性もあるし、大きくなつてもきておる、こういうことでもありますし、つまり今後の一つの方向を示すものだと思うのです。それから、これを局にいたしまして複雑になるところじゃない、逆に私は簡素になると初めから信じております。二重機構をやめて、そしてむしろ直接的に責任を負つてやるような機構にした方がよほど簡素になると私は思っております。環境

衛生部については、特にそう思うのです。この方がよほど能率が上がる、こういうわけでありまして、なるほど局内の課はえらくふやしておるわけではありせんけれども、なるべく人間をふやしたり、人員の経費をふやしたりすることはせぬ方がいいと思うのです。やむを得なければ仕方ありませんけれども、ただ機構としては、能率的な動きやすいようにした方がいいんじゃないか、こういうふうに思うわけでありまして、環境衛生部の昇格も、そういうふうな考え方での案を立てたようなわけであります。

○伊藤道雄君 どうも聞いておいて結構ですが、一言にして言え、部を局にすることによって今後の方向を示すといつて、一体どんな方向なんですか。部を局に昇格させることによって今後の方向を示すものであると、そう力説されているわけですから、環境衛生部の五課をそのまままっくらに機械的に移したにすぎない。ただ部を局にすれば万事もいくつだ、そうして今後の向こうべき新方向を示すものであるというには結びつかないと思うのですが、そのところを納得いくようにいま一度御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(古井喜實君) 病気の治療にいたしまして、病気がなつてからの治療よりも、予防が大事である。一足先に早期発見とか、または病気を起こさないようにするとか、その方が大事でもあるし、その方向に医療だつて大きな方向は向いておるわけです。同時に、環境を整備改善して、水道にしても下水にしてもし尿汚物の処理に

たしまして、そういう生活環境を改善していくというようにことをやらなければ病気を予防するということはできないのでありますから、その点は各方面でも着眼されて、この方面に今後大きに力を入れていかなければならぬ、こういうことになってきていますのが近來の趨勢でもあります。私は正しいと思うのであります。環境衛生関係の仕事もぐんぐんふえてきておりまして、それでも追つかぬ状況になっておりますもの、だんだんそういう認識がもたれてこうなってきたのだと思うのであります。それを私は、今後発展すべき方向にこの問題が触れておるのだと、その意味を申し上げたのであります。なお、私は、むしろ機構は簡素になると思つておるのであります、というのは、部で相談をし、またその上に局長と相談をし、こんなことをしなかつた二重の機構を一つにした方が、よほど私は、この仕事の関係を見る限りでは能率的になり、簡素になる、一段階減らさうと思つておる。簡単に思つておるのであります。将来伸びていく方面でもあり、また、現に伸びつつある方面でもありまして、それから仕事の能率からいつても、この方が私はよほどよいと思つておる。予算編成方針を閣議できめまして、ときに、また人に人員や予算をふやすといふことは考えものだ。しかし、同じ人員、予算の範囲内なら、一番能率の上がるような機構を考えた方がよいのではないかと。あまりこれを新しいものだから押えるという式に言うからして、もう固定してしまつて、要らぬものも置いてくといふことになり、老廃化してくる。産業に対しては近代化

を叫びながら、役所の機構は近代化のまゝで進みたいな老態しているような格好があるではないかと、私はそういうことを主張した一人であります。これは人をふやしやしません。けれども、能率的に働ける機構ならば大いにやつたていいじゃないか、変えたていいじゃないか、むしろどんどん変えろと言つた方がいいじゃないかというくらいに私は思つておるのであります。こういう方面は、私はやはり今後の問題もありませんし、仕事の能率からいつても、一段階減らしていった方が能率的になると、こういうふうに考えておるわけでありまして。ただ人間をふやしたいから局に昇格させるのではないのであります。その辺からこういう案を立てたわけでありまして。

○伊藤道雄君 病氣にかかるとに予防が大事である、早期発見、早期治療が大事である、と大臣が答へられたうちで、こゝまでは同感なんです。病氣になつてから騒ぐよりは、予防医学がいかに大事であるか、私先ほど来強調してきたわけですが、そこまでは了解できるのですが、新たに局を設けて、それが一そう簡素化だといふことは、今までの環境衛生部の五課がそのまま移つたその時に、急に行政組織の簡素化もできるし、成果も上がる、そういうふうには考えられないのです。大臣の説明ですけれども、結局そのまゝ移しておる。今すぐふやさないにしても、おそらく大臣は永久に大臣をやつておるわけではなからうと思ふ。第二の段階として、今度は定員増という問題になつてくると思ふ、おそらく、今この国会開会中には定員をふやさぬでしうけれども、おそらく本来は、これを

まず局に昇格しておいて、その時に必ずまた次期国会でこの厚生省設置法で、それはまあ今までやつてきた手なんです。そういうことでこぎつけておるわけですが、病氣になる前に予防は大事だ、早期発見早期治療、そういうこととどういふことは結びつかぬと思うのです、どう考えてもですね、で、新たに局を設けて簡素化なんといふことはとんでもない。そんなら、なぜ行政審議会が、部局の新設等については十四年一月にそういう勧告をなされておる。それを大臣はごらんになつたかどうか、おそらくそれを一通り目を通されたらそういうことは言えないと思ふので、国の方針として行政組織の簡素化といふことは一貫しておると思う。ただ実行ではいろいろ問題があるという問題についてはいろいろ問題がある。そういうことで先般のお答えはわかりますけれども、あとの、それとの結びつきは私には了解しがたい。いま一度御説明いただければ、あるいはわかるかも知れぬ、いま一度一つ。

○国務大臣(古井喜實君) それでは、こういうふうな局を作つておいて、この次は人間をふやすんだらう、そうまでお考えいただく必要はないので、実際仕事が大きくなつて、この人員で足りぬといふことになれば、それは将来の新しい問題として人員増加なども考えなきやありません。それは将来の新しい問題であります。これを踏み台にしようといふようなごまかしの考え方は私も反対であります。そういう気持はありません。仕事はふえれば別でありまして、それから、また、簡素化でないのだ、こうおっしゃるが、たとえば環境

衛生部の仕事をやりまして、部長がちゃんと計画して事をきめる、今度公衆衛生局の局長を追いかけ回して、またそこで時間をつぶしていなければ仕事はとまつてしまふのであります。そういう段階をたくさん置かなくては、今日の環境衛生部の実情から見ますと、これではきめれば、もう公衆衛生局長のおらぬで仕事をとめたりしなくても、さつさと仕事をやつた方が、私は同じあるなら勝ちだ、こういうふうには私はこの仕事については思つておるのであります。そういう意味では御了解になつていただけるかどうか、それはわかりませんが、私はそういうふうには思つておるのであります。

○伊藤道雄君 なかなかもつて了解しにくいので、時間もかかりますから、この問題ではまた保留にしておいて、あらためてお伺いすることにしまして、次に、社会保険研修所の新設に關連して一、二お伺いしますが、この研修所における研修の具体的な運営計画をまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森本潔君) 社会保険研修所の研修の計画でございますが、まだ確定した計画ではございませんが、腹案として持つておりますのは、まず第一にどういふものを研修するかという対象でございます。これには各種社会保険、健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民健康保険、それから新しくできました国民年金、こういうような広く一般的に申しますいわゆる社会保険業務でございますが、これらの仕事に従事いたしておりますところの本省並に地方、それから、さらに力がござい

れば組合等がございすし、市町村もございす、そういうところの職員をこの対象にいたしたいと思ひます。

それから研修の内容でございす、これは一がい職員と申しまして、初任の職員もございすし、いわゆる中堅職員あるいは幹部職員、そのほか社会保険の審査官でございすとか、等もございす、それぞれその職員の程度に応じて、社会保険の実務、法規等を中心に研修をいたしたいと思ひます。

それから年間の研修人員でございす、これも実施をしてみなければわかりませんが、でき得れば、先ほど申しました各職業を通じて千人近いものをやりたいと思ひます。

期間としては、長いのは大体二カ月、それから短いのは十日というものもございす。これは各種の職員の程度によつて異なります。

こういうような構想でございす。○伊藤道雄君 これは厚生省だけに限つておられませんが、各省庁の研修所を見ますと、新設してから数年たつと、申し合わせたように、今度は研究所に名をかえておられるわけ、太がいのところはじつと見ておると、数年たつと研究所に持つていく、そういうことを繰り返しておられるわけ、それはほとんど研究所に魅力があるならば、最初から研究所にしたいといひではないか、こういうふうに考えられるわけですが、これは、どういふ意味なんでしょうか。これは厚生省に限つていひわけですが、各省庁、他の設置法でもこういうようなものが随所に見られるわけですが、研修所をまず新設して数年たつたならば研究所にするという

何か不文律でもあるのかどうか。別にそういうものがなくても、偶然各省庁のそれが一致しておるのかどうか、ちよつと疑問に思ふのですが、数年たつて研究所にするならば、最初から研究所にしておく方が簡単なように思ふのですが、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森本潔君) ただいま各省の例を御指摘になりましたが、実は私そういう例の詳細を存じておりません。

それから、ただいま提案いたしておられますこの研修所でございますが、これは研究所という性格に変える考えは毛頭ございせん。一言申し上げますと、たとえば保険関係機関の職員が約八千人、それから年金関係の公務員が五千人、それから国保その他の職員を入れますと、市町村その他を含めると、約五万人近い職員がおられるわけでありまして、先ほど申しましたように、年に千人近いくらいやるといたしましても、これは相当な日数がかかります。おそろく全部やることは不可能と思ひますが、こういうことでございまして、とうていこの程度の規模で完全な研修ができるかどうかという不安があるわけございまして、極力やつて参らなければならぬ、この性格を変えまして研究所にしようというふうな構想は毛頭持つておりません。

○伊藤道雄君 研修所を研究所に変える意図は毛頭ございせん、あなたの係で、あなたが変えるかどうかを最終的に決定するわけですか。それは將來に対して毛頭ございせんと言つても、今までのところは、そうだらうけれども、それはあなたにそういう権限

はないはずですがね。大臣がそういう答弁されるならともかくも、この点は大臣どうなんでしょうか。

○政府委員(森本潔君) 將來のことを、私がその地位におらぬのでどうかという問題ございまして、少なくともたゞいまのところでは、さうなことは考えておりません。

○国務大臣(吉井喜實君) 私も長い間任にあるかどうかはわかりませんが、事柄、機構の性格、任務にもよることだらうと思ふのでありまして、研修部門の仕事だけで通していく機構ならば、研修所では通してやつていくのが至当であつて、この機構も、御案内のように、これは研修でありますので、この後もやはりこの研修所ということでお、私は一向差しつかえないように思つておる、まああたりまえみたいに思つておるのであります。

○伊藤道雄君 ただ私が伺ひたいのは、研修所を研究所にしたいのか、そんなことを言つてゐるのじゃないの、各省庁の例を見ると、今国会でもそういう例がほかにあつたわけ、研修所を何年かすると研究所にする、それなら初めから研究所でいいじゃないか、そういう意味で伺ひたいわけ、別に他意ないわけなんです、さて、さらに方向を変えて、厚生省関係の審議会について二、三伺ひたいと思ひますが、審議会等に関係して、まず最初にお伺ひしたい点は、厚生大臣としては行政審議会の答申についてはどうにお考えになつておるか、まず、この点からお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉井喜實君) 特に調査会とか協議会とか審議会とかいう式のもの

のは、やたらに乱設されました、あるいは責任のたれのために作りました、あそこ今審議してもらつておると、こういうようなことの言いわけのために作りましたりするやうな場合も、率直に申しますと、時になきにしろあらず、そういうことはおもしろくないのでありますからして、そういうものをやたらに設けるといふことはしない方がいい、また、整理する方がいい、これは私は基本的に基本的な考え方はその通りだといふふうにそれは思ふのであります。

○伊藤道雄君 それでは行政審議会の答申については、別の表現で言つて、これを尊重されると、そういうふうな解釈してよろしいのかどうか。

○国務大臣(吉井喜實君) これはもう答申があるなしにかかわらず、もう考へ方としては大きにそうだと、むしろ答申に出ておられますれば、それは答申に対して尊重といふことになりまして、そういう考へ方は私ははつちこうだと思ふのであります。

○伊藤道雄君 それでは伺ひます、三十四年一月二十二日に、時の行政審議会長名で時の行管長官に対して、この審議会等の関係面で答申がなされてゐる。ごらんになったと思ひますが、その中で、閣議決定によつて設置せられたものについては、これは廃止しない、しかし、存置の必要のあるものについては法律の基礎づけを行ない、こういうことが明確に答申されてゐるわけ、にもかかわらず、厚生省関係の三十二年のこの面を見ますと、原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会、これを閣議で設置しているわけですが、まさしくこの行政

審議会の答申の趣旨に反するわけ、三十四年に行政審議会の答申がなされたのに、あなたの方でこの連絡協議会を設置されたのは三十二年です、だから、答申がなされたときにはすでに作つてあつた。そこで、尊重されるというならば、これは当然廃止しなければいけない。しかし、われわれは何も廃止せよといふことを言つてゐるのではない。そういう答申の趣旨から見て、真正面から反する、そういう意味で今伺ひしてゐるわけ、この答申を尊重されるという一面、このままこれを今日まで残して置くといふのは、これは非常に遺憾だと思ふ。

ただ国家行政組織法第八条に違反するといふことは後ほど申し上げますが、この面、行政審議会のこの答申の趣旨に反する、これはもう明白だと思ふので、それで三十四年からも二年以上たつておられるわけですが、いまだに存置しておる。存置するならば、いづゆる法律の基礎づけを行なうべき認められておられるわけ、なぜ法律の基礎づけを行なわないのか、存置の必要がなければ廃止すべきだ、廃止するか、存置の必要があるならば法律の基礎づけ、いづれか一つを選ぶべきだ。口ではりっぱに答申を尊重されるのは当然だと、答申はあるなしにかかわらず、私はそういう線を当然強調する、そうりっぱにおつちやつた。大臣はどのようにお答えになりますか、お答えいただきたい。

○国務大臣(吉井喜實君) 厚生省に、お話の原爆被害調査研究協議会でありましかつたけれども、私がつかずにおつたのであります。まあこれは就任

審議会の答申の趣旨に反するわけ、三十四年に行政審議会の答申がなされたのに、あなたの方でこの連絡協議会を設置されたのは三十二年です、だから、答申がなされたときにはすでに作つてあつた。そこで、尊重されるというならば、これは当然廃止しなければいけない。しかし、われわれは何も廃止せよといふことを言つてゐるのではない。そういう答申の趣旨から見て、真正面から反する、そういう意味で今伺ひしてゐるわけ、この答申を尊重されるという一面、このままこれを今日まで残して置くといふのは、これは非常に遺憾だと思ふ。

ただ国家行政組織法第八条に違反するといふことは後ほど申し上げますが、この面、行政審議会のこの答申の趣旨に反する、これはもう明白だと思ふので、それで三十四年からも二年以上たつておられるわけですが、いまだに存置しておる。存置するならば、いづゆる法律の基礎づけを行なうべき認められておられるわけ、なぜ法律の基礎づけを行なわないのか、存置の必要がなければ廃止すべきだ、廃止するか、存置の必要があるならば法律の基礎づけ、いづれか一つを選ぶべきだ。口ではりっぱに答申を尊重されるのは当然だと、答申はあるなしにかかわらず、私はそういう線を当然強調する、そうりっぱにおつちやつた。大臣はどのようにお答えになりますか、お答えいただきたい。

○国務大臣(吉井喜實君) 厚生省に、お話の原爆被害調査研究協議会でありましかつたけれども、私がつかずにおつたのであります。まあこれは就任

日が浅いせいかもしれませんが、一々
こういうものがあるのだということ
を、実は率直な話が、あまり気がつか
ぬで参つておたのであります。しか
し、こういういろいろなものをやたらに置
くことは一体ないのでありますから、
これなども、もうやめてしまふこと
にきめてしまひました。もう大幅に整理
してしまふことに決定いたして
おるような状況であります。

○伊藤道雄 御答弁の中では、知ら
なかつたということは不勉強のせしり
はまぬがれぬと思ひますがね。所管の
審議会を知らなかつたということは、
知らなかつたゆゑをもつてまぬがれぬ
と思うのですが、まあそれはともかく
として、正直に言われたことは確かな
んです。その正直に言われた点をめ
で、その点は追及いたしません。た
だ、廃止されるということでありま
すが、これはいつ廃止されるか、一応の
めどがあるでしょう。

○政府委員（高田浩運君） これは先般
厚生大臣のところで御決定いただきま
して、現在手続中でございます。

○伊藤道雄 そこで関連してお伺い
しておきますが、まあ廃止されるから
これでいいようなものの、今まで二年
有余の間答申がなされたけれども、そ
のまま放置して、最近この当内閣委員
会で、国家行政組織法第八条の法律を
中心に、審議会等の設置、閣議決定と
か、あるいは省令等で法律違反の審議
会等が乱発されている。これは先ほど
言つた行政審議会の答申でも、こうい
うことは明確に打ち出しているし、当
然こういうものは廃止すべきである。
また、存置の必要のあるものもあるわ
けで、それについては法律の基礎づけ

を行ない、われわれはいろいろ発言し
ておりますけれども、決してそういう
ものに対して、そんなものはやめてし
まへということを言っているのじやな
い。国家の法律に従つて合法的に設置
せよということを確認しているだけで
す。そういう建前からさらに伺ひし
ますが、結局役所に都合のいい答申等
がなされると、さうそくこれを強調し
て受け入れる。たまたま都合の悪い答
申がなされると、国会では善処しま
すとか、あるいはさうそく検討いたしま
すというふうないまひもこたる御答
弁で終わつてしまつて、この問題も今
回初めて出た問題じやない。前年も同
じことを繰り返しておるわけですが、
なかなかもつてそれが解決されてい
ない。これはまあ役所の悪い点の一つ
だと思ふのです。都合のいい点は取り
入れる、都合の悪い点はやらぬ、こ
ういう点はなほ遺憾なわけなん
です。ただ、内閣委員会でも問題になつ
たから云々の問題じやないのです。そ
ういうことで、これは当然同じ内閣の、
同じ行政機関からの趣旨は、各省庁当
然これを尊重しなければいかぬと思
ふ。そこで、一つこの問題について
は、今後もうかういふあやまちを二度と
繰り返さざるよう、十分善処されてし
かるべきだと思ふのです。かういふ考
えに対して、一つ大臣の所見をお伺い
しておきたいと思ふのです。この際、

○国務大臣（古井喜實君） 初めに申
しましたように、やたらにこういうも
のを作つて、ことに責任回避の道具に
使うというふうなことはよくないこと
は私も思つておりますので、ただここ
でやかましくおっしゃつたから一時の
がれにというのでなしに、やたらにこ
ういうものを作ることは大いに慎重に
考えなければいけませんし、問題は、
法律で定めるべきものを、法律をも
ぐつて、いわば脱法みたいに、違つた
格好で作るといふことは法の趣旨にも
合わないでありますから、そういう式
のことはやらないようにしていきたい
い、そういうふうに思ひます。

○伊藤道雄 閣議決定によるもの
については、今明確な表明があつたの
で、一応了承しておきますが、特に厚
生省としては、閣議にもよらないで、
あるいは全然根拠法規もないままに設
置されたものが十六もあるわけであ
る、これ、大臣は御存じですか、まず
御存じかどうかを伺つておきたい。

○国務大臣（古井喜實君） 昨今はおか
げで知りましたので、もう原則的にや
めてしまふことにいたしました。

○伊藤道雄 ところで、この十六と
言つたのは、ただ単にほんの一部で
あつて、まだまだ隠れておる面が相当
あると思ふのです。これは私からは追
及いたしません、われわれが調べた
だけで十六といふことであつて、これ
は精細に言えば、まだまだ出てくると
思ふのです。厚生省だけでなく、ほか
にもあらうと思ふ。大体わかつてお
るのですが、ここは追及いたしま
せん、すべて廃止するといふことである
ので。

○国務大臣（古井喜實君） 初めに申
しましたように、やたらにこういうも
のを作つて、ことに責任回避の道具に
使うというふうなことはよくないこと
は私も思つておりますので、ただここ
でやかましくおっしゃつたから一時の
がれにというのでなしに、やたらにこ
ういうものを作ることは大いに慎重に
考えなければいけませんし、問題は、
法律で定めるべきものを、法律をも
ぐつて、いわば脱法みたいに、違つた
格好で作るといふことは法の趣旨にも
合わないでありますから、そういう式
のことはやらないようにしていきたい
い、そういうふうに思ひます。

か。確認しておきたいと思ひます。
○政府委員（高田浩運君） 提出いたし
ます。

○伊藤道雄 それでは今要求の資料
については早急に出していただきた
い。

それでは本日のところ、私の質問に
ついてはこの程度に打ち切り、次回に
引き継いで。

○横川正市君 最初に委員長にお伺い
いたしますが、時間がもう六時近いわ
けですが、私は、厚生省の所管の改正
法案に対して、だいが質問を持つてお
るわけなんです、このまま質問を続
行させるつもりかどうか、まず委員長
の意見をお伺いしたいと思ひます。

○委員長（吉江勝保君） ちよつと速記
をとめて。

午後五時五十三分速記中止

午後六時二分速記開始

○委員長（吉江勝保君） 速記つけて。
それでは続行いたしますが、適宜食
事にお立ちになります方は、便宜食
事して下さい。

それでは続行いたします。

○横川正市君 厚生大臣に、まず参考
に私の方から説明をいたしまして、そ
れからさういふ問題を頭に入れなが
ら一つ御答弁いただきたいと思ひま
す。

学校施設の確保に関する政令という
のがあつてあります、これには
第四条に返還命令、それから第十五条
には移転命令といふ項目が載せられて
おります。この項目の主たる目的は、
これは戦後の学校その他の施設の中に
一般住宅その他が入つて参りまして、
そして学校経営が非常にむづかしく

なつた時期にきめられた法律でありま
す。で、私は、この出されました厚生
省の環境衛生部を局に昇格をさせると
いふ問題の一環の中に、今言われた内
容が包含されますので、これを一つだ
れか事務当局の人にも検討されてお
いていただきたいと思ひます。

そこで、この改正法案の主たる目的
は、健康で文化的な国民生活を確保し
て、しかも、それは広範な領域にお
いて積極的の進歩をする、こういう
ことになつております。そこで、厚生
省のこの設置法と、それからこの中の
目的、さらには権限、それから各省の
組織令によるところの文章を見ます
と、少なくとも目的であります健康で
文化的な国民生活を確保する、しか
も、それは広範な領域にわたつて実施
したいという、そういう趣旨にいた
さかともつていふ問題があるように思
ひます。その点について御質問いた
したいと思ふのです。

まず最初に、首都圏整備法が制定を
されておまして、さきには水問題で
役所間の非常な権限争ひといひま
す、あるいは分争争ひ等でもめてい
る問題が一部報道されております。私
は、首都圏整備というふうな問題に
しては、厚生省の占める役割、ことに
環境衛生の占める割合といふものは非
常に大きいと思ふのです。この整備委
員の中には、中村梅吉、金子源一郎、
友末洋治、工藤昭四郎、島田孝一、こ
ういふ人たちが委員の中に入つてい
るわけですが、厚生大臣傘下の、ある
いは厚生省の所管業務を代表して整備
委員会に名前を連ねておる人があるか
どうか、その点をまずお伺いしたい。

○国務大臣（古井喜實君） 厚生省も関

なつた時期にきめられた法律でありま
す。で、私は、この出されました厚生
省の環境衛生部を局に昇格をさせると
いふ問題の一環の中に、今言われた内
容が包含されますので、これを一つだ
れか事務当局の人にも検討されてお
いていただきたいと思ひます。

そこで、この改正法案の主たる目的
は、健康で文化的な国民生活を確保し
て、しかも、それは広範な領域にお
いて積極的の進歩をする、こういう
ことになつております。そこで、厚生
省のこの設置法と、それからこの中の
目的、さらには権限、それから各省の
組織令によるところの文章を見ます
と、少なくとも目的であります健康で
文化的な国民生活を確保する、しか
も、それは広範な領域にわたつて実施
したいという、そういう趣旨にいた
さかともつていふ問題があるように思
ひます。その点について御質問いた
したいと思ふのです。

まず最初に、首都圏整備法が制定を
されておまして、さきには水問題で
役所間の非常な権限争ひといひま
す、あるいは分争争ひ等でもめてい
る問題が一部報道されております。私
は、首都圏整備というふうな問題に
しては、厚生省の占める役割、ことに
環境衛生の占める割合といふものは非
常に大きいと思ふのです。この整備委
員の中には、中村梅吉、金子源一郎、
友末洋治、工藤昭四郎、島田孝一、こ
ういふ人たちが委員の中に入つてい
るわけですが、厚生大臣傘下の、ある
いは厚生省の所管業務を代表して整備
委員会に名前を連ねておる人があるか
どうか、その点をまずお伺いしたい。

○国務大臣（古井喜實君） 厚生省も関

なつた時期にきめられた法律でありま
す。で、私は、この出されました厚生
省の環境衛生部を局に昇格をさせると
いふ問題の一環の中に、今言われた内
容が包含されますので、これを一つだ
れか事務当局の人にも検討されてお
いていただきたいと思ひます。

そこで、この改正法案の主たる目的
は、健康で文化的な国民生活を確保し
て、しかも、それは広範な領域にお
いて積極的の進歩をする、こういう
ことになつております。そこで、厚生
省のこの設置法と、それからこの中の
目的、さらには権限、それから各省の
組織令によるところの文章を見ます
と、少なくとも目的であります健康で
文化的な国民生活を確保する、しか
も、それは広範な領域にわたつて実施
したいという、そういう趣旨にいた
さかともつていふ問題があるように思
ひます。その点について御質問いた
したいと思ふのです。

まず最初に、首都圏整備法が制定を
されておまして、さきには水問題で
役所間の非常な権限争ひといひま
す、あるいは分争争ひ等でもめてい
る問題が一部報道されております。私
は、首都圏整備というふうな問題に
しては、厚生省の占める役割、ことに
環境衛生の占める割合といふものは非
常に大きいと思ふのです。この整備委
員の中には、中村梅吉、金子源一郎、
友末洋治、工藤昭四郎、島田孝一、こ
ういふ人たちが委員の中に入つてい
るわけですが、厚生大臣傘下の、ある
いは厚生省の所管業務を代表して整備
委員会に名前を連ねておる人があるか
どうか、その点をまずお伺いしたい。

係が深いわけで、事務次官が委員に参加してあるのではありません。

○横川正市君 厚生省の事務次官は何という名前ですか。

○国務大臣(古井喜實君) 高田正巳です。

○横川正市君 私が調べたのでは、委員長は中村梅吉さん、そのほか四人の委員が首都圏整備委員会の委員になっておられる。厚生省の事務次官は入っておられないようですが、ほかの委員会と間違っているのじゃないですか。

○国務大臣(古井喜實君) 今おあげになったのは、多分常任の委員の人であります。それからもう首都圏整備委員会には、たしか審議会がありまして、その審議会の構成委員に加わっておる、こういう関係になるわけであり

○横川正市君 私は次に首都圏整備委員会の審議会にだれが入っているかというところをお聞きしようと思ったのであります。いわば非常に大きな権限と、それから所掌事務を持っております。厚生省が常任の委員という、常任とつけておられますけれども、事実上はこれは常任ではありません。これは非常におかしいと思うのですが、工藤昭四郎さんというのは、たしか商工会議所かどつかの方ですが、私はそのほかはあまりよく知りませんけれども、常任ということでは私はないと思う。いわば大切な委員会の中に厚生省が加わるとするならば、これは私はだれか名前を連ねるべきだと思うのですけれども、この点はどのように大臣が考えになっておられますか。

○国務大臣(古井喜實君) ただいまの機構自体が私の方の所管でありませんので、間違っておつてもいいかもしれませんけれども、しかし、この主管大臣である建設大臣以外は、官庁の職員でないのじゃないかと思うのであります。それで、また首都圏の整備の問題になれば関係があるというのなら、各省とも深い関係をみな持つておるわけでありまして、これを全部同列に、同じように並べていくということも、まあおそれくどうだろうかという点が考慮されたのじゃないかと思うのであります。で、今の審議会の方に関係の役所の方は参加をしてやっていく、こういうふうな機構に多分なっているのだらうと私は思います。が、不正確でありますならば、規則をもとにして御説明いたさせたいと思います。

○横川正市君 どうぞ。

○説明員(聖成稔君) 首都圏整備法の第五条に、この首都圏整備委員会は、「委員長及び委員四人で組織する」というような規定がございまして、十八條に審議会の規定があり、続いてその十九條の第三号に「関係行政機関の職員十人以上」といったような規定がございまして、ただいま大臣のお答えを申し上げますので、ただいま大臣のお答えを申し上げますように、審議会の方に各行政機関の代表者が入る、こういう仕組みになっているわけでございます。

○横川正市君 そこで、これは首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律という法律が制定をされておるのでありますが、この法律によると、制限除外の項目の中に、牛乳とかそれから水屋さん、アイスクリーム等の食品関係のもの、それから新聞とか出版、製本、印刷加工、こういう家内労働的なものにあわせて「生コンク

リート製造業」というのが十一に規制をされております。こういういわゆる工業制限除外の法律というものが制定されたときに、厚生省としてはこれに對しておそらく賛成をされたものと思ふのであります。あるいは賛成をしないまでも、事実上は、こういう結果になったということが考えられるわけでありまして、この制定の経過について、まあ厚生省としての意見をお聞きしたいと思ふ。

○説明員(聖成稔君) 先生も御案内だと思いますが、この首都圏整備法に關連いたします首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、この趣旨は、私どもの承知している範囲におきましては、工業制限の理由が、主として人口の都市集中を防止するという点にまあ第一の重点がある。従いまして、そのなまコンクリート工場につきましては、必ずしも多数の従業員を使用しているような工場でないというような問題、また、この地域が、既成市街地では、御承知のように、東京都の二十三区並びに三鷹、武蔵野、この両市の地域ということになっているように承知いたしておるわけでありま

す。私どもの所管でないのでもよく存じませんが、やはりあまり遠隔の地に持つていったのでは、その工業の事業目的に合致しないというようなこととか、既成市街地の中にあることもやむを得ないといったようなことで制限対象になつていないように聞いておるであります。と申しますのは、この既成市街地における工業等の制限の問題が、先ほど申し上げましたように、人口の都市集中防止に主たるねらいがあつて、先生のおっしゃっている意味

は、騒音その他の公害の防止だと思ふのであります。が、公害防止という趣旨が必ずしも規制の対象になつていないのではないかと、このように私も考えておるわけでありま

○横川正市君 どうも厚生省の役人はみな眠つておるようなことを言つてはいるのですが、私は、あなたの所掌の業務として、いわゆる公害関係を所掌をする部長として、この牛乳や氷やアイスクリーム等と同じように、なまコンクリートの工場が制限除外になつたとき、だらうと思ふますということでは、これについて公害問題を相当検討した上で、相当抵抗したけれども、やむなくこの首都圏整備の問題と関連して、どつちが従でどつちが主かという問題でここから除外をされたのか、少なくともその点についてもう少し説明がなければあなたの役職というものは果たされないのであると思ふ。

○説明員(聖成稔君) なまコンクリート工場につきましては、確かに周辺における騒音の問題、あるいはまた粉塵等のことが問題になつておることは私も承知いたしておりますが、しかし、これはきわめて小範囲に起る問題ではたしてこの程度の、何といひますか、いわゆる被害を公害として取り上げるべき性質のものかどうかというやうなところにも問題があるのじやないかと。どうも私どもは考えておるわけでございます。で、こうした騒音の問題、あるいはまた大気汚染等の問題については、ただいまいろいろ根本的に検討いたしておる段階でございます。今、先生がおっしゃつておる制限除外の段階においては、私どもは特

に押し切られたとか、あるいはこちらの主張がいられなかったとかといったような、そういう交渉をした記憶は持つておらないのであります。

○横川正市君 幾らか答弁に手助けをしたつもりはあれども、職務怠慢のそしりは免れないと思ふのです。言葉じりをとつて言うわけではなはいけれども、局部的なものだからそれほど公害の問題とは考えなかつたという今あなたの説明がありました。が、これは私は非常に心外ですから、あなたそう考へておるかどうか、もう一回御答弁いただきたい。

○説明員(聖成稔君) 公害という問題は、非常に大気汚染の問題、あるいは水質汚濁の問題、あるいは騒音の問題、ずいぶん私は範囲が広いと思ふのでございまして、従いまして、すべてかようないような公害が消滅する、ない、そういう環境が最も私どもとして望ましいことは申すまでもないと思ふのでございまして、しかし、こうして多数の者が都市の生活をやめていくということになりますと、何でもちよつとでも被害があればそれは困る、そういうことを私どもの立場だけで主張するわけにいかない。たとえば産業の振興とかいろいろ問題とか、やっぱりからみ合ひを考へていかなきやならぬと思ふのでございまして、そういう意味で、私ども、今しかりませんので、これを放置するわけに参りませんので、大気汚染の問題、あるいは騒音の問題を中心としたしましていろいろ公害対策を今検討いたしておる、そういう段階でございます。

○横川正市君 大臣にお尋ねします。この牛乳や氷屋やアイスクリーム

と同じように、なまコンクリートの工場が制限除外になったということは、今部長が言うように、そういう考え方でいるのかどうか、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長(吉江勝保君) 質疑の途中ですが、この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大泉寛三君が辞任され、後藤義隆君が選任されました。

○国務大臣(古井喜實君) 住宅地域、商業地域になまコンクリート製造工場が許される、これはその面から見ますという、これは問題の点があると思うのでございますが、ただ一方、この制限地域というものが、首都圏の場合には非常に広いのでありますので、その区域内には一切これを置けないのだということになりまして、その面でもた困難があるということが考慮されて、こういうふうなごときことになっているのだらうと思うのであります。一方の方から見れば、あつちやいけな。けれども、そういつて実際問題で無理がないかというところから、こういうことになっているように私はまあ解釈するのであります。で、この点は両面考えなければならぬことでありますから、私は簡単にこれはここにこう掲げていることがいけないとかよろしいとか言ってしまうのは、少し私としては用意が足りませんので、研究して結論を出すべきもの、かのように思いますので、これは研究させていただきたいと思うわけであります。

○横川正市君 私、なるほどこの問題は、この厚生省の設置法の審議に入

ります前に、あなたの方の事務関係の人が、何回か私のところへ何を質問するかと言うから、あなたの方の所管の環境衛生部の公害に質問をいたしますと、それを二度も三度も問ひ合はせてきて、その返事をしているわけなんです。ですからそういう意味から言え、きわめて親切にあなたの方に準備期間と時間を与えてあつたというふうな思ひわけですが、そういうことなのに、大臣から、牛乳や氷やアイスクリームと同じように、なまコンクリートの工場がこれは一体まじって制限からはずされていくというのではどうですかというくらいのことには私は答弁をいたさなければならぬと思うのです。しかし、今答弁ができませんというのでありますから、一つこれはまた後刻に検討の上、再度答弁いたしたいと思うのですが、そこで、環境衛生課でこのセメントの粉の飛散からくる被害等について、先ほど部長が言うように、全くとるに足らないものである、こういうふうな考えでいるのかどうか。とるに足らないということになれば、これは調査をされたことがあつたのではないかと、その調査の結果について御報告いただきたい。私が調べたところによれば、これについてはほとんど調査らしい調査は行なわれておらないのです。この点は非常に残念なことだと思つたのでありますけれども、少なくともセメントの粉の飛散からくる被害という問題については、局地的には私は現地にいきまして調べてきましたけれども、あなたの方はどういう資料を持っているか、一応聞いてから私は御意見を申し上げたいと思つたのであります。

○説明員(堀成裕君) 御承知のように、セメントの工場のいわゆる工場内における問題につきましては、これはいわゆる職業病といひますか、労働衛生の範疇であることは御承知かと思うのであります。従ひまして、問題はむしろ私どもの所管というよりも、工場内の問題、作業場内の問題として、労働省の問題じやなからうかと思つたのであります。ただ、この工場内、作業場内の問題でなく、周辺の住民に影響を及ぼすということになれば、これは私は環境衛生の問題かと思つたのであります。で、この点につきましては、すでに建築基準法で、住宅地域あるいは商業地域というものについては、かような工場施設を設けることはできないという規定になっておることは御承知のことだと思つたのであります。そういうことで、私も特にそうした調査を持ち合わせておらないわけでございます。

○横川正市君 非常にあなたの方には仕事が大変なから、言葉では国民生活の広範な領域にわたる環境衛生をやつてゐるとは言ひながら、実際には落とされてゐる分がたぐさあるのだ、こういうことで私は一応理解いたします。しかし、これはそういうことで放任のできない状態というものがあつてゐるわけでありまして、今なまコンクリートの工場というものの規模が、この法律が制定された当時から比べて、どの程度の容量を持つ工場に変革してきてゐるか、この点については調べたことはございますか。

○説明員(堀成裕君) 東京都内には、現在三十カ所ないし四十カ所のなまコンクリート工場があり、規模は、敷地五百坪程度で、ミックス用の塔、コンベア、五十ないし六十馬力の動力を使つてゐる施設が一般的であります。最近今御指摘のように、非常になまコンクリートの需要が高まつて参つておるというところでございますが、大体東京都内におけるこの種の施設は、従来から若干建築基準法で、住宅地域あるいは商業地域にかような工場を作ることはできない、工業地域あるいは準工業地域に限るということになっておるわけでありまして、その建築基準法の改正以前から若干残つてゐるものが、改正以前から住宅地域あるいは商業地域になつてゐるところに若干――新たにできる心配はないのでございますが、前からあつたものが多少あるというところが問題になつておるというふうに私も聞いておるのでございます。これについては東京都の方でも、できるだけセメントの粉塵が周辺に飛散しないような措置を講じさせるとか、あるいはまた騒音の防止につきましても、できるだけ高い音を出すものにつくましては遮蔽装置を作らせるといったような指導を行ない、極力周辺に対する被害を食い止めるということに努力を払つておる現状のように承知しておるわけでありまして。

○横川正市君 残念なことには、大臣が先ほど答弁されたような状況にはなつておらないわけですね。ことに、なまコンクリートの工場を都内で使うという結果はわかりませんけれども、いつの間にか風致地区が準工業地帯に指定されておつた。地域の住民は全然それを察知しておらない。しかも、一方、文教行政は、この地域に対して集中して学校を建ててゐる、こういうところがあつたのです。そうすると、今聞いておることでは一番残念に思ふのは、それぞれのセクションで仕事を完全にやつてゐるところが、完全にやつていながら、現地はおのの仕事の競合で、地域の住民の生活は非常な不安と恐怖と、それから大きな日常の生活に対して不満を持つてきてゐる、こういうところか非常に多いわけですよ。そういう点からして、今たまたま所管外の首都圏の既成市街地における工業等の利便に関する法律は、なるほどこれは建設省の所管の法律です。ですから、あなたの方では、別にその法律の中になまコンクリートが入つていようが、いまが関係はない、それは私の方の所管ではありまじやない、それはそれまでのことでありまして。しかし、あなたの方の文書の中には、明らかに公害関係については所管を、しかし、この問題は逐次生活が近代化し、それから工業化がどんどん進んでいく過程には付随して出てくる問題として、あなたの方では重要問題の一つの項目に私はなつておると思つたのです。ですから一番最初に、なるほど法律で定められておりますから、首都圏整備委員会に事務次官が入つてゐる。それならば事務次官の口を通して、一体この公害関係の問題についてだけ厚生省が意見をを出しているのか、これは私もとしてはぜひ聞きたいところなのであります。大臣はこの点についてどのようにお考えですか。

○国務大臣(古井喜實君) 委員会に次官が出てゐることでありまして、むしろこの公害の問題、そういう見地からこの問題に対して発言する機会を持つておるわけでありまして。それで、

これに無関係である、よそのことであるというふうには言ってしまうわけにはいきませんので、少なくともそういう会議に出席する機会を持つていくわけですから、よそのことだということではできないわけであります。それは、このなまコンクリート工場の問題は、工業地域になったら置けるのですからして、新設もできるのですから、工業地域をどういう地域にきめるかという場合には発言する機会を持つてゐるわけですが、これは大局的にいろいろな角度から大きく地域がきまらずに、その地域をきめるときに、ただ一つの問題だけで、いや工業地域じゃ困るというときは言えない場合もあると思うのです。商業地域や住宅地域には、これは既存のものがあつて、その既存のものが三十あるいは四十ある。既存のものであるが何であるか、これは公害という点からいいますと、いけないにきまつてゐるのです、一つでもない方がいいのですけれども、しかし、他の面で、産業上の関係からいって、やはりこれはがまんして認めなければならぬ場合もあると思うのです。ことに、なまコンクリートは、私は専門家がありませんけれども、一時間以上の運搬距離では工合が悪い、こういうことでもあるようでありまして、そういう産業上、あるいは他の都市の施設の建設上の必要などの面も一方ありましようし、その辺を総合判断して、既存のものには——そうとどんできてくるのは困るけれども、限られた既存のものならばがまんをしなければならぬということもあり得るのじゃないかと私は思うのであります。そういう事情でこれは

今の問題が残つてゐるのじゃないかと思ふのであります。無関係のこととは申しませんが、比較考量して、総合判断の上でどういう結果になつてゐると思うのであります。これは当時實際どういうやりとりでこうなつたか、私は実情は知りませんが、そうとも思ふのであります。今のよくなことだと思ふのであります。でもありますから、この問題に限らず、水にしても空気にしても、汚染の問題、あるいは騒音、振動の問題、公害の問題は、どちらかというと不徹底になつてゐるのが現状かもしれなません。おくられてゐる面かもしれなません。それは大きくひくくする、公害全体に対する対策の問題として検討を今後すべき分野として残つてゐるものでありますから、そういうふうな研究をいたしたいと思ふのであります。

○横川正市君 きようの新開によりまして、東京都のこの公害関係の防止基準をできるだけ早く作りなさいという、この中に持たれております審議会が答申を出したことが出ております。厚生省では、公害関係については、いわゆる行政関係の責任者としては環境衛生課ですか、課の所掌の中に、騒音やら煤煙と関連させて、一方、公害という項目を設けてゐるわけなんです。が、都の地方行政の部面ではその答申を出さなければならぬような状況下にあつて、厚生省の所掌の業務では、調べたところによりまして、特別なものは何もありませんという答申が出されてゐるようであります。しつて言へば、何か任意で作られたもので、公害防止調査会というので、年間三十八万円かの予算で、これは隠し委員会です

ね、そういうもので行なわれているのだと聞き及ぶわけなんです。事が非常に重要で、先ほど伊藤委員の質問の中で、隠してゐるものは全部これはやめてしまふのだ、こういう大臣の答申があつたのでありますけれども、そうなればちよつと私としてはあまりにも軽率な答申じゃないかと思ふわけであります。この点の大臣の考えをお聞きしたい。

○国務大臣(古井喜實君) 伊藤さんにお答えしたように、公害防止調査会をやめることにつきては、ただし、これは公害問題を軽んずるという必ずしも考え方からではありません。やはり作るならばつと検討して、がっちりしたものを作つて、ほんとうにその成果を上げるようにした方がよいと思ふのであります。まあ従来の実績等から見まして、あの調査会は、これは廃止することにきめてしまつたのであります。が、問題を軽んじてゐるわけではありませんが、よく検討した上で、もつとがっちりしたものを作るなら作る、効果的なものを作るなら作るということに必要があれば進みたいと思つております。

○横川正市君 私は、あまり大きな声やなにかでどなることはできない性分です。からやりませんが、しかし、何か出ていると場当たり的に答申してゐるのでは困るのですよ、実際には、先ほど私が言つたように、東京都の公害対策審議会では、早急にとつては、現状を放任されておいたら困る状態がどんどん増大していきから、これでは困るから早くやりなさいというのに、今まあ何か知らぬが、指摘されたものを、こんなものじゃだめだからやめてしまひますという、そういう無責任なこと、しかも、それでは少し答申が不親切過ぎるから、これからいいものを作つてやるんだという、そういう行き方というのは非常に私は残念です。その答申が、もつと私どもは、地域や、それから周辺の状況を、少なくともこの問題をやるのに、私も何日か実際に現地やなんか見て、そしてこれじゃだめだ、少なくとも厚生省がもう少し本腰を入れてくれなければ、地域住民の環境というものは保護できない、こう思つてゐるから、その点について、たまたまあなたの方では、環境衛生は国民生活の増大に伴つてやるといふ意気を示したのであります。それならばこれはどうするんだと聞いているのです。もう少し親切に、この点はごまかさうで、事実をもつと認識してゐるなら、その認識の度合いに従つて答申してもらいたいし、そうでないならば、私はここで大臣としては、やはり即刻これに対する対処の態度というものを表明すべきだと思ふのです。もう一度一つ御意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(古井喜實君) 公害の問題が、空気の汚染の問題、騒音、振動の問題は重大な問題だということばさつき申し上げた通りであります。水については何がしかの法律を作つて、あれで十分かどうかわかりませんが、けれども、やつておられますけれども、そのほかの点ではまだ立法的な措置もできていないという現状であります。これによいと思つてゐるのじゃありません。お話の通りに、ことに大都市の状況というものは、われわれが目で見えてゐる通りであります。であります

すから、これは都市の実情などにも非常によいことであるから、東京都の方の公害対策審議会、東京都の実情に即した意見を建てられたというのには、非常にけっこうなことであるし、こういうことも大きにわれわれは都市の実情に即した意見として有益なものと思ふのであります。で、従来の調査会を廃止したというのには、実際に公害問題はそれだから閉却するといふことを言つてゐるのじゃありません。重大な問題だということは何べんも言つてゐる。そのためにもつと効果的なものがあつたらしたものを作りたい、今までのものは、実績から見ても、あれが非常に効果的と言へませんので、廃止することにしたのであります。東京都の審議会の意見などは、私は大きに参考になることであるし、他の都市についても、大都市、中小都市それぞれ事情があると思ひます。そういうことに合うようにこれは考えなさいかぬのでありますから、その辺は十分実際に即した行き方をするように考えたいと思ふのであります。

○横川正市君 実際に即した対策を立てたいと言つても、私がさつきから聞いているのは、生産に対して一時間の時間がマキシマムだ、だから工場というのは都市のどこに置くかというのには、全部を置いてはいかぬというところがきめられないのだ、こういうふうにあなは言つてゐる。ところが、今の規制の法律の中では、なまコンクリートの工場というものが置けるか置けないかの決定をするところもない

し、それから、そういう制限の法律もないし、少なくともこの工場は、牛乳屋やアイスクリーム屋や氷屋と同じように、どこにでも都の工場地帯その他であれば設定できる、こういうふうな規定になっているわけですか。そうすると、法律的に何らの制限もない状況下に放任されておたのは困るという立場から、公害の問題としてもう少し重視してもらいたい、こういうふうな私どもは問題を取り上げているわけですか。それに対して、あなたも大へん重視していると言いますが、しかし、たまたま公害防止調査会というのが今まで設置されておまして、厚生省ではいや、そんなものはないのだといっているやうでありますけれども、実際には置かれておた。その置かれておたものが、今まで環境衛生部長なんかと協力をする意味、あるいは行政に対して補助的の役割を持つ意味で、この調査会が一体どういうことを今までしてきたのですかと私は聞き、さらに法律に従ってこれは強化されていかなければならぬではないか、こういう問題に発展しなければいけないのに、たまたま前段で伊藤委員の質問に対して、あたふたは法律事項でないから全部やめてしまったのだと言うから、私は非常にそれに對して不満に思つたといふこととです。私も、あなたも公害問題については非常に重視しているというならば、時間的のズレがあるのだと思うのです。あなたは、この国会はもう五月二十四日で済むわけでありまして、強固な対策を立てるといつたら、一体法律としたら何で対処するのか、法律で対処されなければ、今のところ何の制限もないという事実に従つて、どんどん

勝手に業者は事を起こしていく、それとどめるものは何もない、こういう状態でありまして。そこで私は、会期のこの状況の中で、厚生省として、所管業務の中でこの問題は重要ならば一体どうするのか、しかも、現状これを何とかしなければ放置状態になるではないか、こういうことを言つておるわけでありまして。時間的なズレがあるわけですね、考え方に、ないですか、ありますか、どちらですか。

○国務大臣(古井喜實君) この公害という角度だけから見ますという、從來からあつたものにいたしましたも、こゝして持つて逃げる、やめてしまふというのが一番いいかしらなないのであります。新しいものは商業地域も住宅地域も認めないのでありますから、既存のものをやめてしまふというのじゃ問題であります。やめると、公害だけの見地からすれば、やめてしまふということになるかも知れぬのであります。また、同じようなけたからすると、これだけ空気を排気ガスで汚染しておる自動車なんかやめてしまふ、東京都を通さぬやうにしてしまふ、それだけの見地から言へばそうなるかも知れないのであります。今都内の空気の汚染は排気ガスが非常に大きいのであります。そういうことになりまふけれども、反面、そのために程度問題もあつて、産業を殺してしまふ、いろいろな生活上の必要を全部犠牲にしなくては言へない。比較考量をしなればいかぬ。そういう意味で公害の問題の、一方、重要性はわかつておりながら、問題がむずかしいのは、制限、禁止のために失なわれる半面といふものを総合的に考えなければならぬとい

う点があるわけでありまして。今のなまコンクリートは非常に問題かも知れませんが、似たような問題は私は他にもあると思つております。今の自動車の排気ガスの問題は実に大きいと思つております。これはやはり両面を総合的に考へて結論は立てる方がよろしい。公害を重視してないのではない、半面にも重要なことがあるから、結論は総合的に出せばよろしい。こういう意味で申し上げておるのです。ただ一本やりで、それでよろしいという簡単なものじゃないと思つております。これは重要な認識が欠けておるとかどうとかいう問題と私は関係ないと思つて。そういうわけでありまして、この問題も、他の問題とともに考えなければいかぬし、さっきの調査会の問題になりますれば、法律で設けるべき筋のもののようにも思ふ節もあつたので、考えるなら、やはり筋を通して考えるというならば、これも一べん検討してみなければならぬ、こういうことになつておるのです。私は大して大きな声は出しません。あまり出しませんけれども、あなたと非常に意見が違つたか、公害問題に対する認識が非常に距離があるとかズレがあるとかいふ、そんな話じゃないかと私は思ふ。やはり各方面から検討して、一番妥當な結論を出すといふことをお互いに考へていくべきじゃないかといふふうに私は思ふのであります。それをズレとおつしやるならズレかも知れませんが、私はズレだとは思つていない。

○横川正市君 所管の役所があつてもこつちも右顧左眊しておつて、そして所管の役所の任務といふものが完遂できない。それならば厚生省の公害なんかやめてしまつて、他のところでそれをやつてもらへばいいんだ、こういう極端な意見は私は言いませんが、あなたが今それだけ大きなことを言うのなら、先ほど言つたやうに、環境衛生部長は、大したことはないです、それは地域の問題ですから、こういうふうな言つておる。法律では氷屋や牛乳屋やアイスクリーム屋と同じ取り扱ひをしてゐる。しかし、事実上、今、下落合で水道局の建設工事をやつておりますが、現場に二つのこれは仮設のなまコンクリートの練り上げ機が運搬されております。こゝへ行つて見ますと、大体建てておられます五階建ての水道局はもう、周辺から約一キロ以上のところまでセメントの粉が飛び込んでおる。これは水道局ができれば当然取り扱ひされますから、時間的ながまをすればいいのだといふことでこれは運搬をされております。それから鶴見の街道路筋にあるなまコンクリートの工場は、これは当初これほど被害があるとは思わなかつたが、あの道路から一般住宅までのがけの高さといふのは大体三十メートルくらいある。その下に作られておるものでも、セメントの飛散といふのは相当遠くまでこれは飛んでいって、一般家庭では、この問題について非常に大きな不満を持つておる。それから杉並の永福町に建てられておつた小規模のなまコンクリートの工場は、すでに市民の反対にあつて立ちのきをして操業停止をしておる、こういうやうな実情が現在運搬されておるところに散見できるわけでありまして。同時に、砂利トラとコンクリート・ミキサー、これはこゝ一年、半年の間に、ずいぶんその様相と装備が變

わつて参りました。このなまコンクリートの工場では、大体昼夜わかつた、砂利トラが約七百台、コンクリート・ミキサーが同じく七、八百台、一日に昼夜を通して、きわめしうるさい周辺の様相を呈しておる。こう言へば、あなたは、それは警察の道路交通取締法が何かでやればいいたう、こういうふうな言われるかも知れませんが、問題は、公害関係をどういふふうな処置するか、私は建てるといふことを一言も先ほどから言つていないのに、あなたは東京都内どこにも建てるといふやうに聞いているかも知れないが、私はそうではない。公害問題として厚生省はこれをどう処理しようとしてゐるか。しかも、地域住民にこれだけの問題を起こしているのを、これを何とか関係の役所と協議して、問題を起こさないやうにそれをするのには、一体どうしたいのか、この点についてあなたは、あなたの所管業務としてこの仕事をされるわけでありまして、この点についてどういふ考えですかといふことを聞いてゐるわけですが、しかし、今答へがあつた中では、少くとも私はそういうやうな問題に対処する厚生省の考え方といふものは、きわめて漠然としておつて、事実上は何の対策も今のところ立つていない、非常に残念だと思ふ。

そこで、もう一点、東京都の風致地区、住宅地区、あるいは商業地区、あるいは準工業地区といふやうに大体地目の決定といふものが行なわれておつておるわけですか。所管の事務からいいますと、あなたはいろいろ公害関係でも、直接にはこれには関係がないかも知れませんが、この地域やそ

の他の人たちの意見も何ら聞くことなしにこういふことが変更されていつている。こういうことに對してあなたも、それに對して何らかの処置をとおりますか。私は、この地目の決定というものは、これは建築基準法の中に於ておられますように、それぞれ建築坪数の割合というものは厳重に制定されておいて、そうしてそのことの大きな理由というものは、やはり人口集中とか、それから公害関係の問題もあつてきめられてゐるものだと思う。こんな点について、一体厚生省としてはどういう考へなのか、お聞きしたいと思ふ。

○国務大臣(古井喜實君) 住宅地域とか、いろいろな地域の変更は、これは私の所管の法律でないから、間違つておつたならば訂正しなければならぬが、審議会にかけて、そうして地域の変更をするのが当然だと私は思ふのである。いろいろな角度から委員の方でも審議をされるであらうし、その結果変更すべきものは変更する、こういうことになりましょうから、これはそれ以上地域の変更について手段をとると申しても、なかなか困難なこともあろうかと思ふのであります。また、その審議会には、厚生省の立場においては関与をいたしておるわけでありませんが、ただ、厚生省の考へだけで地域の変更などをきめるわけにもいきません。いろいろな立場が総合されて地域の変更も起るはずのものだと私は思ふのであります。そういうわけでありまして、関与をいたして、厚生省の立場だけを最優先に、他をみ

んな犠牲にしたいという結論までは私は必ずしも参らなと思ひます。騒音などにいたしましても、たくさんそれは問題があります。たとえば工事場の現状、建築物あるいは道路の建設の現場などは必ず騒音もあるし、それから振動もあるし、空気の汚染もあると思ふのであります。けれども、やらなければならぬ建築物、道路の改修というものは、公害の上で困るからといつて差しとめるわけにもいかぬ、こういうことではありますから、いろいろの見地から総合の結果この結論が出る、こういうことはやむを得ない場合もあるのであります。そういうわけですから、公害問題というのは重要であるし、非常にむずかしい面がある。そのために半面の大きな犠牲も起るのであります。でありますから、今申すように、関心を持っておりまして、まづわけにいかぬという場合もままあるものであります。この辺も私は釈明に説法のようなことを申し上げる必要はない、十分御承知のことではありますから、事情を御説明申し上げるだけにとどめるのであります。

○横川正市君 都の工場公害防止条例が設けられて、その中に防音防止処置がとれるように出されております。それから、その中の条例の第九条には、原動機の使用については、公害の對象として対処できるようにして、事実上はその中で問題を処理いたしてゐるわけでありまして、そこで、私は公害関係の問題で質問をいたしてゐるのでありますから、一般に産業や都市の発展等に伴つて、公害と思はれることであつても、一時的にこれは忍ばなければ

ばならない問題もある、これはその通りだと思ふのです。全部やめるわけにいかぬものがあることはその通りだと思ひます。しかし、公害所管の官庁としては、これを最小限にとどめる処置というものが必要なものであつて、そういうその処置を今の制定された法律の中から探しましたけれども、ないわけですね、事実上。そのために私は、少なくとも所管である厚生省に對して、この問題は一体今後どうされるのか、この問題について、これからどんな都市が發展していくのであります、それが、そういう發展の中で、もちろん排気ガスやその他の問題もあるでしょうが、なまコンクリートの問題から起つてくる問題も、これもまた重要なものである、何らかの法的な処置が必要なのではないか、それには厚生省として、公害関係の最小限のものならば、この程度にすれば十分やれるではないかという、そういう意味から制限法規というものを私は作るべきじゃないか、こういうふうには私は考へるわけなんです。であります。それで、ことにこれは私は都の公害部長といふいろいろお話をしたときに、公害部長が、隣りに現実に何か工場があつて朝晩寝られなくて、住宅地域にこういうたものが建つことは非常に迷惑だといふので、身をもつて体験しておる、しかし、体験をしていても、公害部長のできる仕事というのは、いわば公害上どうなのかというのかといふいわゆる判断だけであつて、法律上何の処置もできない、これは全くお手上げですと、事実上その公害部長が言つてゐるわけなんです。それから私は、その点から厚生省の公害関係を所掌いたしております立場で、もつ

と真剣に考へてもらいたい、こういうふうに考へるわけなんです。同時に、これは先ほどちよつと読み上げましたけれども、文部省のいわゆる学校の施設に對処して、それを阻害をするようなものがあつた場合には、相当強い処置をとれるような法律があるわけなんです。具体的に問題を提起いたしますと、これは先ほど言ひましたように、杉並の永福町にありました日立のなまコンクリート工場が、地域住民の反對によつて、とうとう工場が閉鎖をした、そしてその移転地として杉並の堀之内へ持つてきた。ところが、堀之内ではこれに對して猛烈な地域の反對運動が起つた、そういう事態と関連して私は先ほどからの質問をしたことになるわけでありまして、ここで一番大きな問題は、このなまコンクリート工場が設立されようとしてゐる地域に、すでに七つの学校が建てられております。しかも、その中には精神薄弱児の特殊学級もあるわけでありまして、ただ、この地域は準工業地域に指定されたのが昭和二十五年、それまでは風致地区であつた。風致地区が準工業地域に指定されたのは、地域の人たちは全然知らない。そこで、区はここへ学校を建て、一般住宅にしてゐる。たまたま最近まで農地であつたものを、これを買取してなまコンクリートの工場を建てようとしてゐる、こういう状況が言うように、局地的な問題で、公害としてはきつめてささいなことだから、厚生省の環境衛生の課が担当するに足らぬ、こういうふうにお考へになるのか、それとも、このことは一つの特例的なことでございけれども、非常

に都の中に、全体的には先ほど言つたように、大きな問題を各所に起こしてゐる公害問題として、積極的にこれに對処する方針だ、こういうふうなお考へなのか、この点をお聞きしたいと思ふのです。

○国務大臣(古井喜實君) この具体的な例をあげてなまコンクリート工場のお話が重ねてありましたのであります。この工業地域あるいは準工業地域、こういうところでは、現在の中央の法律では禁止するといふことが困難な建前になつておるわけでありまして、これについて、そういう何ぼ工業地域であるがもしらぬのであります。その地域でそれなら解決がつかないで、準工業地域だつてやはり困るというのもあるかもしれぬ。そういう非常に複雑な点もありますけれども、しかし、公害の問題について何らかの立法を設けなければ、しよせんこれはやつていけない、こういうあるいは問題かもしれぬ、ないような気がするものであります。地方では、あるいは地方の条例である程度のことではあるかもしれないけれども、中央の立法で考へなきやならぬ段階にあるいはきたるではないかといふふうな気がするものであります。こういう点はよく検討して、簡単なこととは思ひませんが、立法すべきことか、必要ならば立法措置も講ずるかといふことは、十分これは検討してみたいと思ひます。なかなか問題がむずかしいですから、法律を作つたらそれで簡単に解決がつくとは思ひませんけれども、しかし足場を作る、根柢を作る意味で、必要も大いにあるかもしれぬといふ氣もいたします。十分研究した

のもございまして、一がいに申せないのでありますけれども、地方のそうした医療事情の關係をよくにらんで、それにマッチするような整備をしていかなければならぬと、こういうように考えておるわけであります。しかし、各ブロックに一つの基幹病院を作つて参りたいということで、各ブロックに基幹病院整備計画というものによりまして、全国十カ所基幹病院を作つて参りまして、現在は第二基幹病院計画の段階に入つておるわけでありますが、つまり第二基幹病院計画と申しますというと、東京の第二国立病院、それから岡山、中国の何かがありますが、それから福岡に九州地区の基幹病院、各基幹病院というような現在三つの基幹病院を整備いたしておりまして、三十六年度、つまり本年度におきまして完了するということになつておるわけであります。そういう基幹病院計画に相当の予算をとられておるのでありますから、なおさらそのほかの国立病院の整備が大へんおくれておるわけでございますが、これが三十六年度で一応終了いたしますので、今後はその他の病院の整備に積極的に乗り出したいというような考えを持つてゐるわけであります。何しろ整備費が比較的少ないものでございまして、基幹病院に充てます金以外の整備費というものが一カ所四百万円程度しかありませんので、従いまし、御承知のように、非常に老朽化した施設が多いものですから、その改築とか、あるいは修理、そういうもののから漸次やつておるといふような状況であります。

○横川正市君　これは大臣にお聞きしたいのでありますけれども、国立とか

公立それから私立と、それぞれ病院設備というものが、その地方その地方によつては立地条件というものが違ふわけですね。しかし国立病院の占めてゐる割合というのは、今説明のあつたような利用状況の中で動いてゐるので、はなれて、相当広範な利用者がいて、なおかつ、その利用者に対して治療を施すのに大きな使命を持ちながら、それが完全に果たせないでゐる、こういう状況だと私もは見ているわけなんですから、大臣としては、国立病院の状況は、整備計画の中では、逐次各地区をやつておられるようでありますけれども、終戦以来、もう十七年にならうとするのにほとんど言つたやうに、三百万か四百万の金であつちをたたく、こつちをたたくするような状況で放置されていつてゐるわけです。これはやはり医療の非常に大切な一つの役割をしている国立病院としては、きゝめて不満な状況だと思います。大臣としての所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(古井喜實君) 軍の病院を受け継いだりした沿革などがありまして、全体として体系的に国立病院が整つておるかどうかも一つ問題があると思います。基幹的なものから整備を進めたい、こういうふうな今考え方でありますので、国立として持つておる必要な病院は、順次改善をしていきたい、こういう考えであります。

○横川正市君 私、大臣少し疲れたのか、非常に不親切な答弁だと思うのですよ。少なくとも国立の病院の利用というものは、公立とか私立とかが、かりにあるなしにかかわらず、相当低所得階層の方々や何かの大きな利用とい

うかここに収容になつてゐるという事例もあるし、さらにまた引き掲げてこられた方々のその後の状況からいつても、なおかつ、医療を続けなければならぬという状況もあるし、いわば医療の一環としては、非常に大切な役割を果たしてゐる。しかし、それが整備計画としては、基幹のものから逐次と申しますけれども、今あがつたものだけでたつた三カ所、あと残されてゐるところは、相当多数の病院が終戦以来のまま放任されてゐるという状況なんです。こういう状況の中で国立病院の占めてゐるいろいろな任務とか使命とか、そういうたものについて大臣といへどどのようにお考えになつておりますかと私は質問したのであります。逐次やつていきますというやうな、木で鼻をくくつたやうな答弁でなくとも、私は積極的なあなたの考え方というものが聞かされてしかるべきだと思ふんです。答弁したくなければしくてもいいです。

○国務大臣(古井喜實君) 国立病院がかかえ込みという格好できたやうな沿革もあつて、全国的に体系的に今りっぱな格好かどうかは検討しなきゃならぬ。ある地方には、あるいは県立病院のりっぱなのがあつたり、あるいは赤十字、済生会のりっぱな病院があつたり、そういう状況があるところもあるのでありますから、そういうところは、やはり順序としては、整備していきますのがおくれるのもやむを得ない、急な方から順序をつけてやつていかなければならぬのであります。そういうことで順次やつていきたい。使命がいろいろな重大なことがある、これはしかし、あたりまえなことであり

ますけれども、国立病院というものの全国的な配置というものが必ずしもりっぱに整っていないのですから、そのことから考えていかなきやいかぬ。で必要なものからやはり使命に応じて整備していききたいと、こういう考えでおるのであります。

○横川正市君 今大臣の言われたような問題は、これから検討する人ですか、それとも、今までにすでに検討されたんですか。された結果、大抵地域的にはこの病院は必要がないとか、あるいは必要だから整備するとか、そういった具体的な計画がすでに立っているんですか、お伺いします。

○国務大臣(古井喜實君) 従来から病院の整備計画というものは一応あるものであります。しかし、さらにこれを十分検討して、もう一ぺん体系的に練り直すようにということを事務当局に言つて、また練り直しをやらしているところであります。従来から一応の計画はあるのであります。それにのつとつて従来もやってきておるし、今後は練り直したものをもとにしてやっていきたい、こういうことで、将来だけのことでないものであります。

○横川正市君 局長にお伺いします。が、今の大臣の趣旨に従つて、現在作業はどの程度まで進んでいるんですか。

○政府委員(川上六馬君) 先ほども申しましたように、各府県の整備計画にのつとつてその地方におきます医療事情に合うように一応考えておるわけでありますけれども、御承知のように、医療機関の整備計画は作りましても、その後それぞれの地方によいものがございますので、それによつてまた修正を

しなきやならんというようになりま
す。しかし、国立病院の方は、かなり
よく利用されております。しかし、国
立病院の整備の変更は、療養所などの
例に比べて少ないと思います。療養所
は御承知のように、結核の入院患者が
少なくなる趨勢にありますから、だい
ぶ利用率の低い施設もできておりま
す。先ほど申しましたように、基幹病
院、それからがんセンターですね、そ
ういう特殊な病院、そういうものは特
に府県よりも国が整備した方が適當だ
ろうと思うわけであります。そういう
面の方に今後力を入れていきたいとい
う考えは持つておるわけであります。

○横川正市君　こうすると、従来の病
院は逐次整備をしていって、結核その
他の療養所等は、がんセンターその他
のようなそういう施設に逐次切りかえ
ていきたい、こういうことですか。

○政府委員(川上六馬君)　今申し上げ
ました基幹病院、それから特殊病院と
いうものは、国立病院について考えた
いと思ひます、療養所でなしに。療養
所の方は、地域的に見まして非常に利
用度の低いようなものにつきました。
は、あるいはその地方の非常な要望も
あるし、一般病院に切りかえていくと
か、あるいは御承知のように、結核が
減つて精神病患者がふえるという趨勢
にあるものですから、精神病院に転換
する、そういうことを療養所について
は今後の推移によって考えていきた
い、こういうふうに考えております。

○横川正市君　私は、がんセンターは
いわば国立病院、厚生省所管としては
一つの權威のあるものを作つて、そ
うしてその研究や結果というものが、一
般の公立あるいは私立で使われればい

いんだ、こういうことではなしに、広くブロックに一カ所というよりは、一県一カ所くらいに普及されていく、あるいは精神病関係のそういった施設も作られていく、こういうことが望ましいと思うのでありますけれども、これは大臣の一番意見をお伺いしておきたい。同時に、私は、今の国立病院のいわゆる整備状況というものは、非常に遅々として進んでおられぬという見方をしておるわけでございまして、ですから、これは厚生大臣の政治手腕とか何とかで予算の分取りを何とかしないとか、こういった問題で定められるのではなくて、やはり国の一つの大きな方針として定められていくべきである。同時に、厚生省は、この際、苦言をいいたくなりますけれども、医師会のような、ああいう圧力をかけるところには、ついにあなたがどうも従になつて、自民党の政調会や総務会が主になつたような格好になつて、それで解決してしまつた、こういうことはいかんとするのです。あなたがやはり所管なんだから、中心になつて問題解決の役割をする、同時に、ああいうような圧力の団体でない、治療を待っている多くの患者というものを背負っているわけですから、もともとと強くならなければいかんと思うのですけれども、この点の大臣の考え方を、この際ですから、お聞きしておきたい。

○国務大臣(古井喜實君) 基幹病院は、これは整備していくことはもう既定方針でございますが、その次にどういふふうに及ぶかということ、ただ国立病院だけ見てはいけないので、他の公的病院もありますし、地方の府県の病院の状況も考えなければなりませんし、そういうことを総合して判断して、基幹病院とか特殊な病院は当然のことではあります、漸次整備をやっていく、こういうようにすべきものだと私は思つてゐるわけでありまして、ただ国立病院という視野だけか見やうけない。その地方に一体他の公的病院がどういふふうにあるか、こういうことも考えあわせて、そういう整備の順序を踏んでいきたい、こういう行き方が私は正しいと思ふのであります。そういう意味で従来もきてゐるのではありますし、さらによく他との状況なども考へて整備の順序を踏んでいきたい、こういうふうな思ふのであります。

○横川正市君 ちよつと答弁が足りないやうでありますけれども、その問題はいいとして、医師の確保の状況というものは、これまた非常な問題だと思ふのです。ある所に行きますと、国立病院は、あそこに入つたら命を取られてしまふのだ、こういう悪評のある所もあります。さういふ悪評がある所とあります。さういふ評判が立つことはですね。おそらく民間の医者ならば一ぺんにつぶれたしまふでしようが、国立だから経営をしていける、こういうふうな状況では、これは私はまことに重要問題だと思ふのです。で、大臣としては、今国立病院の医師の整備状況を一体どういふお考えで進められておるのか。給料の問題もあるでしようし、もちろんまあ待遇の問題です、それから医療設備の問題もあるでしようし、医師はまあ金がなくて、設備がよければそこで勉強するといふことで集まつてくるという傾向もあるやうでありますから、その問題も

あるでございましょうし、それらの問題がどうも思ひやうくない、だから国立病院に対する悪評が紛々として聞かれる、こういった状況下なんです、一つ腰をちゃんと据えて、こういった問題はどやうするのだと、まああれもこれもと言わないで、一つお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(古井喜實君) 待遇の問題は、これは公務員でありますから、公務員として、まあ技術的な職ではありますけれども、ちゃんと基準がきまつておるものでありますから、それにのつて待遇はしておるものであります。格別冷遇しておるわけでもないのではありません。それから、国立病院は非常に成績が悪いとまでおっしゃつたんじゃないだらうけれども、命を取られに行つてくようなものと言わなければかりのお話がありまして、もしもそういう実情があるならば、具体的にお示しを願ひたいと思ひます。全般がさういふつもりでおつしやるのは、はなはだ私も認識が違ひます。国立病院だつてずいぶん信用のある所が多いのでありますけれども、これはちよつと見方が違ひと思ひます。

○小山邦太郎君 関連。国立病院については、これはほとんどお考え願ひなければならぬ点があると思ふのです。ある所ではベットを二百五十持つておつて、しかも、病人が百人か百十人、従事者が八十人もおる、そして赤字が一千万円から一千五百万円もある。十分働いておつての赤字ならいいが、働かないで赤字が出てゐるというのが多い。だからこれを一つ大臣思いを新たにして、予算の点においても今まで不

十分であつたかもしれない。これは一つさつきの質問を聞いておつて、これは大臣に大いに力をつけている質問だと思ひし、とるべき予算はほとんどとつて、そして地理的やいろいろのことでどうも設備が十分フルに利用できないものなら、ほかに転換をして国家的にいいものにするとか、一つこの点は大いに大臣思いを新たにして研究してもう余地が十分あると思ふ。将来の国立病院の有機的な働きに対して、私は期待を持ちながらこの質問を申し上げるわけです。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(古井喜實君) お話のような気持ちから、国立病院の基幹的なものなぞを、これは十分設備なども近代化したり、それから医療の研究、高度な医療が提供できるように育てなければならぬと、ちよつと国立病院は数をかかへ過ぎてゐる。それは軍病院などを引き継いだ関係もあると思ひますが、その辺は私はよく練つてみて、つぎ込むべきところにはつぎ込む、こういうふうなことを考えております。

○政府委員(川上六馬君) だいが国立病院に対する御批判をいただいたわけですが、私は、国立病院は、建物はなるほど非常に老朽したのが多いと思ひますが、やはり適正な科学的な医療をやつてゐるというむしろ誇りを持つてゐるわけでありまして。中には先ほどお話のようにレベルの低いものもあると思ひますが、その点国民の信頼にこたへるものが多いだらうと私は考へておるわけでありまして。ことに結核などに至りましては、胸部外科の結核の手術などは、ほとんど日本の半数近く国立病院で

奈良県の相模原の国立病院を見ました、これがまた大へんなひどい状況です。私はこれをどうもみて医療機械といふ問題、医師もそうですが、医療機械の問題も非常に問題があると思ふ。同時に、薬品は、通常健康保険で利用できるような指定された薬品は大体常備してゐる、この程度のことでは必要ない予算を流して、どういふ整備状況になつてゐるか、まあまあおそろく担当の局で把握してゐるんじゃないかと思ふのですが、非常にお粗末だと思ふことだけは言へると思ふのです。私は専門屋じゃないからよくわかりませんが、まあおそろく薬品等についても、いい意味でいへば不足がち、悪い意味では予算がないから買はない、こういう状況じゃないかといふふうな思ふのであります。この点についてどういふ整備を今までやつてきたか、これからどういふふうにしていくかとされるのか、ここをお聞きしたいと思ふので

審議を進められるということはどうかと思うので、そういうようなことも含めて、理事会の中で審議の時間や日程等について十分話し合いをなされてはどうか、きょうはこのようにおそくまでやることも、われわれとしても本日の経緯を見ますと、非常に不本意であり、不満なんです。ですから理事会の中で打ち合わされて進められていると言っているからだまっておりますけれども、私の申し上げたいことは、どうぞ理事会の中で、もっと合理的な、しかも、能率的に進められるようなことをお諮りなさってもらいたい、こういう私の要望ですから、いささか委員長の先ほどの発言と私の趣旨とは違っておりますので、その点を一つ御理解願いたいと思うのです。

○委員長(吉江勝保君) 別にそう誤解したわけじゃないのです。名前を引きましたが、理事会の打ち合わせにおきましてできるだけ取りきめまして、その運営に十分に当たりたい、こういうように思っております。その点につきましては、田畑委員の御発言のありました点、十分に委員長理事打合会でも、尊重して打ち合わせをいたしたいと思えます。

○伊藤顯道君 今発言された中で、理事の打ち合わせだから云々と今、田畑委員が言われたけれども、こういうおそくまで審議を続けましょうという、そういう話し合いはいささかもされていないわけですよ。ただ、時間があればやりましょうというふうにわれわれは受け取っているわけです。それから私の質問が終わったあと、田畑委員から理事打ち合わせでという意見もあつたけれども、続行という意見で続け

た。ただ、それは大事な点を落として
いるわけだ。われわれが、少なくとも
私が言ったことは、若干続行しま
しょうということ、もう私が質問を
終わってから、もう若干どころじゃな
く、相当やっている。従って、委員長
は大体もう時刻を見て、無理押しし
たつてあとが続くものじゃない。従っ
て、委員長の立場で、これはもう完全
な内閣委員長としての立場から、もう
時刻をごらんになったらわかると思
う。もう八時です。先ほど山本委員が
指摘されたように、相当迷惑を受けて
いるわけだ。従って、大体良識で判
断すべきだと思うのです。時刻につ
いては、それは国会法を見ても、何時ま
では云々という、そういう規定はない
わけです。従って、規定のないものに
ついては良識で判断してしかるべ
きだと思ふ。そういう判断を委員長が
なさなければいかぬと思う。そうい
う意味で私も続行を希望したわけ
です。若干続行、それがもう相当量
やつておるわけだ。まだ厚生省設置
法についても、みな質問が残つてお
るわけだ。私も最初言ったように、い
わゆる資料の提出も願つて、それによ
つてまた質問もあるし、さらに本日
のところはこの程度でということをも
確認しておるわけだ。従って、もう
これから十二時までやる場合もあるで
しょう。しかし、きょうはその段階で
はないと思う。しかも、きょうは内閣
委員会に限って、ほかの委員会とは
う、御承知のように、時刻が時刻なん
で、ほとんど散会しておるわけなん
です。もうほとんど散会する時刻にこ
ちらは始めている。われわれ内閣委員
の責任ではないのです。党と党との話

し合ひで結論が出るまで待つという、
両党首間の話し合ひでこういうこと
になったのであつて、そういう点を考
えていただいて、要は良識、良識で時
刻を判断していただきたいと思う。強
く要望しておきます。

○委員長（吉江勝保君） 山本理事の先
ほどの御発言に對しまして、私が一応
所見だけ申しておきます。

○山本伊三郎君 ちよつと速記をとめ
てもらいたい。

○委員長（吉江勝保君） 速記をとめ
て。

午後七時五十七分速記中止

午後八時十二分速記開始

○委員長（吉江勝保君） 速記つて。
八時四十分まで暫時休憩いたしま
す。

午後八時十三分休憩

午後九時二分開会

○委員長（吉江勝保君） これより内閣
委員会を再開いたします。

先刻に引き続き、厚生省設置法の一
部を改正する法律案の質疑を行ないま
す。

御質疑のおありの方は、順次御発言
願います。

○山本伊三郎君 それでは理事打合せ
の精神にのっとりまして、簡単にやり
たいと思ひます。御安心願ひたいと思
ひます。

実は、これは緊急の問題でございま
すから、それだけは一つぜひやりたい
と思ひまして、実は質問の時間をとつ
てもらつたのであります。これは厚
生大臣も、また、環境衛生部長も御存
じだと思ひますが、去る四月三十日

に、大阪で実は胎児の遺棄問題が起
こつておるのは御存じだと思ひます。
これは非常に大きい社会問題だと思
ひますが、詳細は御存じだと思ひます
が、三十日の白昼、大阪市東淀川区の
どぶ川に胎児の遺棄死体が五十二体か
発見された、こういうことなんです。
現在の法律ではこれはどうもできない
というのです。四月以内の胎児であ
れば、これはもう法的手続を要らずに
遺棄しておつた。しかし、これは一応
やはり埋葬、火葬か、そういう手続を
しなればいかぬのですが、慈恵協会
ですか、これは手数料を取つてどぶ川
に遺棄しておつた、こういうことなん
です。これについて厚生省はどういう
考えでおられるか、もうこれはこのま
までいいのかわるか、こういう点につ
いて厚生省の御意見を聞いておきた
い、かように思つて質問した次第であ
ります。

○国務大臣（古井喜實君） お話の大阪
の事件は、人道上容易ならぬ問題であ
るわけでありますが、やはりあの種の
ことは道義上の問題で済むか、あるい
は刑事上の問題にまで考えなければな
らぬか、やはりその辺のことも検討し
なければならぬ問題だかと思ひます。
あります。きょうの法律のことでは、
お話のようなことになるのであります
が、私も少ししましては、法律を改正
して刑事的な犯罪とするかは、ちよつ
と所管の関係で、何とも立場、権限の
関係で申せませんが、ああいう事実が
起こりました原因につきましては、い
ろいろな複雑なものがあるかと思ひま
すし、私どもの方の関係もないとは言
えませんが、その辺はああいうこと
が起こらないように、原因の点に對し

てよく検討してみたいものだ、こうい
う考え方でいるわけでありま。

○山本伊三郎君 これはたまたまこう
いう大量の胎児遺棄があつたので問題
になったと思ひますが、今日、戦後
優生保護法その他人工調節という国策
もあるかと思ひますが、墮胎というも
のが公然とやられるようになったとい
うことから起こつてきておると思ひ。
これは人道上の問題もありますが、付
近の迷惑はこの上ないのです。しか
も、遺棄したのは五十二体であつた
が、自分の家に八十何体とかいうもの
をそのまま家の中に置いておつて、も
う付近は臭氣ふんぷんとおつた。
こういうことが言われておるのです。
これは私は発見されたから問題になつ
たが、これは全国どこでもあることだ
と思ひます。従つて、これに對して
私は検討すると言われましたが、厚生
省は今までこういう点について考えら
れたかどうか、この点をほつきり聞い
ておきたいと思ひ。これが起こつたか
ら検討するの、今までこういう問題
について厚生省として考えておつたか
どうか、全然知らなかつたかどうか、
この点を一つ聞いておきたいと思ひま
す。

○国務大臣（古井喜實君） 優生保護法
とか妊娠中絶という道がありますこと
が乱用されてああいうことが起こるわ
けにもなつたようなことがあるかしら
ぬと思ひます。そこに私どもの関係
もあるかと思ひますが、われわれもあ
いふことがありかねないことのように
は思つておるのではありませんが、あま
り大量にああいうことをやる者がある
というふうには、正直なところ、私ど
もそこまでは思つていなかったの

でありまして、こういうこともあると
いうことは、今度の事件を見て驚いて
しまった状況であります。

○山本伊三郎君 驚いておられること
は驚いておられると思ひますが、これ
は實際問題として、五月以上であれ
ば、これは普通のいわゆる死産児とし
て正当な手続をとらなければいかぬの
ですが、五月以上のものが大半であ
つたと、検事の調べによるとそう言
われておるのです。従つて、現在法律
的な措置が全然とられておらないの
ですが、私が聞きたいと思ひのは、法
上の措置がない限りは、今後こういう
問題は尽きないと思ひ。各都道府県あ
るいは市町村の条例によつてこれを処
理しておるのです。そういうこと
で、私は道義上の問題にしても捨てお
けないと思ひますが、厚生大臣とし
ては、この問題が起こつてからでも
そういういつた何らかの措置をとらなけ
ばならぬという考えを持たれておるか
どうか、この点を聞きたいと思ひの
ですが、その点どうですか。

○国務大臣（古井喜實君） こういうこと
がそつちでもこつちでも起こるとい
うようなことでもあります。これは関係
の方面とも十分協議をして対策を考え
なければならぬと思ひますが、これは
これは関係方面の意見もあるかも
しれませんが、問題として考えたいと
いうところでおるわけでありま。

○山本伊三郎君 どうも古井厚生大臣
はだいたい疲れたと思ひますが、何
か精氣のない答弁なんです。僕は
ちよつと意外に思つておるんですが、
これは優生保護とか、あるいはその他
の法律、厚生省関係のいわゆる優生政

策また人口調整政策ということから私は派生的に起こつてきている問題だと思ふ。私は人口調整するということも、日本の現状からこれはわかると思ふのですが、一方、こういうものが出てくるということについては、社会悪であるかどうか、こういうことがやはり真剣に検討されなくちゃならぬと

うのです。現在もう堕胎はほとんどこれはもう常習のようにやられていると云いますけれども、これがどれだけ社会悪に影響してくるかということも考えなくちゃならぬと思うのですが、その点についてももう一回厚生大臣に、疲れておられるけれども、一つ張りのある答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(古井喜實君) つまり妊娠中絶の乱用だと思ふのです。これは乱用が一方にあるという点が考えられる点であります、その点は私どもの方でも、妊娠中絶の乱用ということとは、これは戒めねばならぬことなんでしょうから、運用の上の問題として大に考えなければならぬ、これは私どもの問題だと思ひます。それから社会道義に頼る以上に、あれに対して強力な措置といへば、犯罪行為として処罰をすべしとかという問題になつて思ふのです。これはさつきも申すように、私どもの方でこの問題を直接の關係の職責としては何とも申し上げかねるのでありますから、これは關係の方面と十分話をいたしまして対処するほかないと思ふのであります。事柄は、まあけっこうなことですがと云つてゐるのではないので、どういふ道があるかということとを考えるとそういうことになるのではないか。犯罪行為にきめるというならば、やはり所管の責任のところと相談の上でないといふし方のない問題でありますので今のうちに申し上げた。好ましいことだとは毛頭思わぬので、なくしたいものだと思ふのであります。

○山本伊三郎君　私も時間を急いで
おったので、十分質問の説明が足ら
なかつたので、厚生大臣の今答弁で

ちよつとわかったのですが、なるほどこれで質問終わるのです。

これで質問終わるのです。

○國務大臣(古井嘉實君) いわば死体
遺棄罪と同じようにそういう場合は
扱つたらよいじゃないかというお話
じゃないのであります。それじゃ御
質問の、何か方法がありそうなんだ
とおっしゃるけれども、こういうこと
をなぜ考えないんだという点が実は
つかまねておるわけです。これは四
月未満の場合は非常に問題になつて
くる、法的にですね。その、じゃこ
れを死体遺棄と同じように扱えばそ
れだからだということにすれば、ま
えば、そのほかに、もっと研究すれ
ば方法があるかもしれないけれど
も、端的に言えばそういう問題にな
るのじゃないか。それならばやはり
刑法的な問題になつてくるのであり
ますから、やはり法務省とかともど
も検討しませんが、こつちだけの考
えでどうということは言いかねる
というの、さきのように申し上げた
のです。こういうことが好ましいど
ころじゃない、何となくしたいとい
うことは、ことにその通りに思う
のであります。方法論について検
討をしなればならぬ、したいもの
だということを上げておるわけで
あります。

○一松定吉君　私は、今の山本君の質問はごもっともだ、実は、さすが山本君だと感心してゐるのです。実はあの新聞の記事を見て、私は自分が専門家としてほんとうは驚いたのです。堕胎といふことは刑法において禁じている。ああいうように五カ月や六カ月の胎児が八十、百も一体あるなどというううなことをそれ自身が非常なこれは違法です。御承知の通り堕胎は刑法の二百二十二条以下二百六十六条で明らかに禁じて

おる。ただ墮胎することのできる
は、懷胎した婦女がそのまゝに胎児をの
生み落とすということになれば母体に
影響がある、それがためにこのまゝに
生み落とせないという医師の診断が
あつた後にその者がいわゆるこれを墮
胎することができるといふことが今の
特別法に規定されておる。しかるに、そ
れは今ではほとんど乱用されておるで
しょう。乱用されておるといふこと
は、刑法の墮胎罪というものを全く乱
用しておることになる。これはほんと
うに人身保護の建前からいひまして
も、厚生省は進んでこれを一つ取り締
まなければならない。そうして懷胎を
しておる婦女がそのまゝにこれを生む
といふことになれば、この婦女の生命に
危険があるといふおそれのあるときに
限つて墮胎することができる。その墮
胎されたいわゆる胎児といふものを始
末する、その始末の仕方が、今言ふよ
うなふりに、八十も百もその胎児の死
といふものがまともられて、そうして
これが川に流されるか焼かれるか知ら
ないが、そういうようなものはやはり
人身を保護し、人の生命といふものを
尊重するといふ建前から、かりに胎児
であっても、人間のもとなすものであ
るがゆゑに、そのものをおろそかに扱
うといふことは、これ人道に反するの
だといふ建前から、厚生省に限らず、
とにかく政府としてそういう点を立法
して、法務省あたりと相談をしてやる
といふことが私は必要だと思ふが、い
かがですか。それは最も大切なことで
あつて、山本君一人が心配するばかりで
はありません。われわれいやくしも国
民であつて、自分の胎児といふものを
大切にしなければならぬものだといふ

ことを知っている以上は、そういう点に確かに気づかなければならない。しかるに、今はどうかというと、妊娠しておる女が子供を生めば母体が影響するということ以上に、いわゆる私通した婦女の間において、姦通した婦女の間において、人道に反して男女通じて懐胎したというものが多く、そういうふうな意味において、母体に影響があるとかというようないかげんなことをいって、また、医者がそういう名前をつけてこれを堕胎するという傾向が非常に多いのです。そういうことをやはり取り締まらなければならぬ。だからして、不義の女がその結果懐妊する、あるいは結婚しない男女が野合して、それがために妊娠するとかというやうなものを、いろいろな名前をつけてこれを堕胎するとかというやうなことは、これは法律として禁じなければなりません。それが刑法の堕胎罪というものと、今の婦女の生命に影響のあるときには、医者の判定によってこれを堕胎することができるといふこの法律とが互いに衝突しておる、私をして言わしめれば、これは一つの厚生省の問題だけではなくて、厚生省並びに法務省各方面で研究して、これは必ず一つ立法する必要があると私は痛切に感じておりますから、この点について一つ厚生大臣の御意見を承ります。

○国務大臣(吉井實賢君) 一松先生のお尋ねで、きわめて問題点は明析でございます。先ほども申しましたように、妊娠中絶をやる動機にはいろいろあると思う。動機には間違つた動機、やはりいろいろな場合があると思うのです。これは一般の道義心の問題であり、教育の問題であるかも知れぬと思

います。ただ法で許された場合でなしに妊娠中絶をやるといふことはお医者様がやる場合でありますれば、お医者様をまわれれば、監督というか、指導という立場上、そういう乱用を起さぬようにわれわれは大いに考えなければならぬ。それから乱用した場合、やはりこれは法の許さぬ場合になりましようから、お話のやうに堕胎罪になる、乱用ですから堕胎罪ということになると思う。これは刑事問題になつてしまふと思う。で、また四カ月未満とかいうふうなものを、また四カ月の処置について、四カ月前とかがいふ問題になれば、これは法の一つの穴のやうなことになると思ふのです。死体の遺棄といふものになつてしまふと思ふのです。ことになれば、これは刑事の立法問題になると思ふのであります。そこで、そういうわけで犯罪を構成するか、または新しくやういふ刑事の立法をするかといふ問題になります。法務省ともども問題になりますので、で、こういう事実はまことに困つたもので、なくしたい事実でありますので、そういう関係の方面と十分打ち合わせをして検討をしたいと、まあこういう考え方でやるわけでありま。

○一松定吉君 今あなたの御意見でけつこうですが、ところが実際は、これは医者が乱用しているのです。だからして不義の胎児だとか、あるいは結婚しない男女間の胎児だとかいふやうなものが、みな医者のこの乱用権を乱用させてやういふ結果を招来しておるといふことが非常に多いのですから、まあ厚生省としては、そういうことをする医者を一つ十分取り締ま

て、彼らはそういうやうなことで堕胎することによつてずいぶん驚くべき代金を取るのです。また、堕胎する婦女は相当の驚くべきほどの金を出して自分の不品行を隠蔽する、それが非常に多い。だからして医者を取り締まるといふことが一つ、それからいま一つは、いわゆる堕胎した胎児、四カ月前より五カ月前にたつておるその胎児を今のようなやうに一所のごみの中に捨てておいて、そうしてそれを一まとめにして川に流すとか焼くとかいふやうなことは、全く大切な人間として生るべきものとなつてから、それはやはり相当にこれを尊敬して、墓地进行して埋めるとか何とかといふやうな手續をするといふことが私は必要だと思ふから、そういうことは今大臣が仰せになるやうに、厚生省ばかりではありせんから、厚生省、法務省その他の関係方面と至急に御相談の上、これは次の国会に政府の提案として一つ立法措置をしてお出しになる、あなた方がお出しにならなければ、山本君なりわれわれが一つ一緒になつて国会に議員提出法案としてこれは出して公布する必要がある。こういうことが今まで全くほつたらかされておつたのですから、これはほんとうに私は山本君の質問に感激しているのですから、どうか一つこれは厚生省と法務省が相談をして、至急に一つ立法化するやうにしてもらいたいといふことをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑はこの程度にとどめます。質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。村山君から委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見は討論中にお述べを願います。
なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願います。
○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題になつております厚生省設置法の一部を改正する法律案に対して、修正の動議を提出いたします。
修正案を申し上げます。
厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を修正する。附則第二項を附則第三項とし、附則第一項を次のように改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンターに関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。
(医療制度調査会に係る規定の効力)
2 厚生省設置法第二十九條第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律(前項ただし書に係る部分を除く)の施行の日にあつたに生ずるものとする。
次にその理由を申し上げます。
衆議院送付の原案によりますと、昭和三十六年四月一日を施行日としている部分がありますので、これを「公布の日」と修正する必要があります。

また、現在医療制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとされておりますが、その日が経過いたしましたので、厚生省設置法第二十九條第一項の規定中医療制度調査会にかかる部分は、その効力を失つたものと解せられますので、この法律の施行日に新たにその効力を生ずるものとするやうに修正することが妥当と考えられます。
よつて、ここに修正案を提出する次第でございます。
以上の修正部分を除く原案に賛成してしまして、私の討論を終わります。
○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。
それではこれより厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。
まず、討論中にありました村山君提出の修正案を問題に供します。村山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて村山君提出の修正案は可決せられました。
次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもちつて修正すべきものと議決いたしま

した。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十三分散会

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第一九八六号)(第二〇〇三三号)

一、金し勲章年金復活に関する請願(第一九八六号)(第二〇〇三三号)

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一九八六号)(第二〇〇三三号)

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第二〇二五五号)

一、ILO条約関係五法律の改正案等反対に関する請願(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一七号)

第一九八六号 昭和三十六年四月十日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 大阪府南区田島町二財団法人大阪府傷痍軍人

会長 松倉正一

紹介議員 一松 定吉君

今国会に提出された恩給法等の一部を

改正する法律案は、昨年自由民主党議員から国会に提出された法律案(衆法第四十六号)の内容と全く異なり、多くの問題点を残しているから、本法案中の傷病恩給に係る部分を修正して、(一)増加恩給及び傷病年金の年額を戦間公務による算出額に修正すること、(二)間差(各項、款項間の比率)を終戦までの間差に修正すること、(三)家族加給中、増加恩給の加給年額を一律四千八百円に、また傷病年金受給者にも家族加給を支給すること等の実現を期せられたいとの請願。

第二〇〇三三号 昭和三十六年四月十七日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 高知市丸の内一高知県傷痍軍人連合会事務局

内 毛利初雄

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九八六号 昭和三十六年四月十五日受理

金し勲章年金復活に関する請願

請願者 福島県会津若松市栄町三三八 田場川留作外

十名

紹介議員 松平 勇雄君

軍人恩給は復活し、傷い軍人に対する国鉄無賃乗車証もまた再び交付され、項症査定の恩典も実現し、さらには所得税軽減も実施される現今であるから、金し勲章年金を復活せられたいとの請願。

第一九八八号 昭和三十六年四月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町東町 川島将夫外五十八名

紹介議員 須藤 五郎君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤労働者三千八百八十一名と常勤的非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基く定数を三万六千三百一十一名に改正せられたいとの請願。

第二〇二四四号 昭和三十六年四月十八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三十七通)

請願者 栃木県佐野市船津川家富義光外二百八名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五五四号 昭和三十六年四月十九日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三十五通)

請願者 千葉県船橋市宮本町六丁目 阿部勇外百七十一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇八八号 昭和三十六年四月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二十四通)

請願者 新潟県三島郡越路町字浦 関キミ外百一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇二五五号 昭和三十六年四月十八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十一通)

請願者 京都府宇治市大久保町井尻 梅田晴之外十名

紹介議員 田中 一君

建設省、北海道開発局、運輸省港湾建設局に勤務する定員外職員(常勤職員、常勤的非常勤職員)は、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期にわたる継続勤務を行なっているにも、かわらざる不合理かつ不当な待遇を受けているから、これら定員外職員の定員化にはかられたいとの請願。

第二〇六九号 昭和三十六年四月二十日受理

ILO条約関係五法律の改正案等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区四谷町一、三五四 矢島国紀外二十名

紹介議員 野坂 参三君

今国会に政府、自民党から提出されようとしているILO関係五法律の改正案は、在籍専従制の廃止、争議行為に関する組合決定の拘束性の否認、死文

化としてい人事院規則の「政治的行為の制限」を、国家公務員法の付則に加える等によつて、政治的暴力活動防止法案と共に国民、官公労働者の民主的権利を、ふみにじろうとしている。又、防衛二法案は憲法に違反し、平和を脅かしている自衛隊をますます助長する第二次防衛力整備五箇年計画達成への踏台であるから、議長は、このような憲法に違反し国民の民主主義的権利を奪う政府自民党の諸法案と行動を阻止されるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七〇号 昭和三十六年四月二十日受理

ILO条約関係五法律の改正案等反対に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合三ノ一、五〇七 岡室隆外六十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二〇六九号と同じである。

第二〇七一七号 昭和三十六年四月二十日受理

ILO条約関係五法律の改正案等反対に関する請願

請願者 東京都板橋区小山町三、一〇九 広原京子外四十二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇六九号と同じである。

一、建設省勤務の定員外職員の定員

化としてい人事院規則の「政治的行為の制限」を、国家公務員法の付則に加える等によつて、政治的暴力活動防止法案と共に国民、官公労働者の民主的権利を、ふみにじろうとしている。又、防衛二法案は憲法に違反し、平和を脅かしている自衛隊をますます助長する第二次防衛力整備五箇年計画達成への踏台であるから、議長は、このような憲法に違反し国民の民主主義的権利を奪う政府自民党の諸法案と行動を阻止されるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七〇号 昭和三十六年四月二十日受理

ILO条約関係五法律の改正案等反対に関する請願

請願者 東京都板橋区小山町三、一〇九 広原京子外四十二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇六九号と同じである。

一、建設省勤務の定員外職員の定員

化としてい人事院規則の「政治的行為の制限」を、国家公務員法の付則に加える等によつて、政治的暴力活動防止法案と共に国民、官公労働者の民主的権利を、ふみにじろうとしている。又、防衛二法案は憲法に違反し、平和を脅かしている自衛隊をますます助長する第二次防衛力整備五箇年計画達成への踏台であるから、議長は、このような憲法に違反し国民の民主主義的権利を奪う政府自民党の諸法案と行動を阻止されるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七一七号 昭和三十六年四月二十日受理

ILO条約関係五法律の改正案等反対に関する請願

請願者 東京都板橋区小山町三、一〇九 広原京子外四十二名

化に関する請願(第二二二二号)
(第二二二二二号)(第二二五八号)
一、岩手県花巻市の寒冷地手当に關する請願(第二二二八号)

第二二二二二号 昭和三十六年四月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大坂市東区大手前之町

合同庁舎内全建設省労働組合近畿地方本部内

湯川新吉外百五十九名

紹介議員 伊藤 顯道君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤勤務者三千八百八十一名と常勤的非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基づく定数を三万六千三百十一名に改正せられたいとの請願。

第二二二二二号 昭和三十六年四月二十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二五五通)

請願者 新潟県三島郡越路町釜

ケ島 新保弘一外百十六名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二二二二号と同じである。

第二二五八号 昭和三十六年四月二十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二七七通)

請願者 大阪府守口市土居町一九 岸本吉晶外百三十六名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二二二二号と同じである。

第二二二八号 昭和三十六年四月二十二日受理

岩手県花巻市の寒冷地手当に関する請願

請願者 岩手県花巻市長 八重 榎利康

紹介議員 谷村 貞治君

昭和三十五年十二月二十七日に行なわれた、寒冷地手当の級地引上げについての人事院勧告では、岩手県花巻市のうち旧花巻町及び旧矢沢村地域を現行のまま四級地として、すえ置こうとしているが、これは、はなはだしく実態をそぐわないから、花巻市全域を同一に五級地とせられたいとの請願。

昭和三十六年五月十七日印刷

昭和三十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局